

令和8年6月11日（木曜日）

（会議第3日目）

応招議員

|      |         |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 澳 本 哲 也 | 2 番  | 浅 野 修 一 | 3 番  | 小 松 孝 年 |
| 4 番  | 山 本 牧 夫 | 5 番  | 宮 川 徳 光 | 6 番  | 宮 地 葉 子 |
| 7 番  | 矢 野 依 伸 | 8 番  | 水 野 佐 知 | 9 番  | 青 木 浩 明 |
| 10 番 | 吉 尾 昌 樹 | 11 番 | 矢 野 昭 三 | 12 番 | 山 本 久 夫 |
| 13 番 | 濱 村 美 香 | 14 番 | 中 島 一 郎 |      |         |

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 町 長       | 大 西 勝 也 | 副 町 長   | 西 村 康 浩 |
| 総 務 課 長   | 佐 田 幸   | 企画調整室長  | 村 越 淳   |
| 情報防災課長    | 宮 川 智 明 | 住 民 課 長 | 谷 純 大   |
| 環境政策室長    | 中 屋 力 信 | 健康福祉課長  | 野 村 晃 稚 |
| 農業振興課長    | 斉 藤 長 久 | まちづくり課長 | 河 村 孝 宏 |
| 産業推進室長    | 秋 森 弘 伸 | 地域住民課長  | 河 村 美智子 |
| 海洋森林課長    | 今 西 和 彦 | 建 設 課 長 | 深 木 誠   |
| 会 計 管 理 者 | 國 友 広 和 | 教 育 長   | 宮 川 雅 一 |
| 教 育 次 長   | 渡 辺 健 心 |         |         |

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 真 哉      書 記 大 石 眞 弓

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

11 番 矢 野 昭 三      12 番 山 本 久 夫

令和8年6月第20回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

令和8年6月11日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：7番から11番まで）

日程第2 議案第1号から第10号まで

（常任委員長の報告・質疑・討論・採決）

日程第3 議案第12号

（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第4 議員提出議案第1号

（提案趣旨説明・質疑・討論・採決）

日程第5 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

●町長から提出された議案

議案第 12 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

●議員から提出された議案

議員提出議案第 1 号、核兵器廃絶に向けた日本政府の積極的役割を求める意見書について

## 議 事 の 経 過

令和8年6月11日  
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、宮地葉子君。

本日の宮地葉子君の一般質問につきましては、1番、脱炭素事業について、2番、防災について、3番、障害者福祉についての順番となっていますが、3番の障害者福祉についてを先に一般質問を行うことに変更致しましたので、ご報告を致します。

どうぞ。

6番（宮地葉子君）

おはようございます。

通告書に基づいて、私の質問を致します。

最初に、障害者福祉についてです。

人々はさまざまな状況で暮らしています。願わくば、住み慣れた地域でいつまでも安心して住み続けたいものですが、生きている間には、人はどのような状況に遭遇するかもしれません。誰もが、その可能性がありま

す。また、家族が医療のお世話にならざるを得ない状況も考えられます。

私たちが障害者になった場合、障害者手帳が発行されますが、取得方法をお聞きします。

また、医者や診断書を添えて手帳の申請になるかと思いますが、診断書を頂くにはどのくらいの負担が掛かる

のでしょうか。

また、その場で発行は難しいと思いますが、発行期間はどのくらいになるのでしょうか。

お尋ねします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

おはようございます。

それでは宮地議員の、障害者手帳の取得方法はのご質問にお答え致します。

障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とあり、手帳の取得につきましては、障害の種別や程度に応じて申請手続きが異なりますが、流れとしては同じとなります。

各手帳の申請においては、まず、町に申請をしていただくこととなります。

提出していただく書類は各手帳で異なりますが、受付後に県の各担当課に報告し、県の方で審査を行い、交付の可否が決定されます。

交付の決定がされた方につきましては、県から町に手帳が送付され、町から申請者へ連絡をし、受け渡しを行うという流れになります。

黒潮町では、これらの手帳の申請窓口を健康福祉課、地域住民課に設けており、制度説明や申請手続きの支援を行っております。

障害があることにより日常生活に支障が生じている場合は、まず町の窓口へご相談いただければ、障害の状況に応じた制度や手続きについてご案内しています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

すいません、ちょっと答弁漏れだったんですけど。

取得方法は答弁がありましたけども、医者や診断書が必要で、その診断書を頂くのに負担が掛かるんじゃないかっていうことと、申請してから発行までですね、発行期間は大体どのくらいでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答えします。

まず診断書ですが、その障害の程度というか、その障害を見たいという場所によって診断を受ける病院が変わります。

病院につきましては、身体障害者法第 15 条第 1 項に基づく医師が指定されておりますので、そちらの方で診断書を書いていただくこととなります。

価格につきましては、病院ごとによって異なりますが、大体 5,500 円から 7,700 円の間というふうにお伺いしております。

また、申請してから手帳が届くまでにどれぐらいの日数が必要かということですが、こちらにつきましては、県の書類審査等も含めまして 1 カ月から 2 カ月程度かかるとお伺いしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

申請して 1 カ月から 2 カ月かかる。そりゃそうですね、すぐその場での発行にはなりませんから。

それですね、その方の状況によっては、また本人、家族もそうですが、申請をしに行くのが難しい場合が考えられますが、そのときは何か援助の方法があるでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答えします。

援助の方法と申しますか、例えばご家族の方が来ていただくということは十分あり得ますので、本人さんじゃなくてもご家族の方、もしくはその親戚の方が代理で申請を行っていただくことは可能だと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

家族以外、まあ親戚の方、代理申請も可能ということをお聞きました。

それですね、カッコ2番にいきますね。

余儀なくして人工肛門をつけなくてはならない方への補助についてですが、その補助はあるのでしょうか。

それと、補助のその内容と、どのような手続きが必要かを伺います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の、人工肛門をつけなくてはならない方への、補助の内容と手続きについてのご質問にお答えします。

人工肛門、いわゆるストーマ装具を増設された方への支援につきましては、身体障害者手帳を所持する対象者に対し、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業により、ストーマ装具の購入費の助成を実施しております。

助成の対象となる方は、原則として身体障害者手帳の交付を受けている方であり、障害の程度や内容に応じて給付を受けることができます。

助成の内容につきましては、ストーマ装具の購入費について、国の基準額及び町の要綱に基づき給付を行っており、利用者の所得状況等によって自己負担が生じる場合があります。

手続きにつきましては、役場窓口で日常生活用具給付申請書と身体障害者手帳、地域生活支援給付費代理受領に関する委任の届け出書、ストーマ購入見積書をご提出していただき、内容を審査した上で給付決定を行っております。

今後も、ストーマ装具を増設された方が安心して日常生活を送ることができるよう、必要な支援制度の情報収集、周知に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

人工肛門のつける方でもいろいろ程度があるかもしれませんが、住民の方からですね、住民の方がそこ行かれたら詳しい説明があると思います。

なかなか1回では分からないかもしれないんですけど、その方は4カ月ぐらいで、もうその人工肛門、もう一度手術して治るんだって言ってましたけど、そういう場合も補助がもらえるのでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

この日常生活につきましては、身体障害者手帳が必要となっております。

そのためには内容が決められておりまして、永続的に続くという条項がありますので、4カ月で治る場合は、そもそも身体障害者手帳の交付がされていないということになりますので、この補助事業を受けることはできないというふうになります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

はい、分かりました。

私たち、障害者に不幸にしまった場合ですね、突然ですね。いろいろとあると思うんですが、その場になってみなきゃ分からないということで、いろいろ住民の方からも相談がありますが、役場の方でも窓口で親切に対応してくれてると思います。

これで1番の、最初の質問を終わります。

それでは、通告書には1番となっておりますが、脱炭素事業について質問致します。

地球温暖化の問題は、世界中で深刻な問題として捉えられており、国も地方自治体も力を入れて取り組む課題ですが、住民一人一人も真剣に考え取り組まなくてはならない、待ったなしの問題ではないかと思っています。

地球温暖化に対して、世界では脱化石燃料の動きが加速していますが、日本はまだまだ世界の流れから遅れており、化石燃料による発電量が7割を占めています。

日本も早い段階で、地球資源を生かしたクリーンな再生可能エネルギーへの大転換が求められていると思います。

先月、5月の23日ですが、町の婦人会のイベント、母の日の集い及び研修会に、新しく室長になりました中屋室長に町の脱炭素事業についてのご講演をしていただきました。中屋室長のご講演は、とてもまとめられたいい資料とともにお話をいただき、ありがとうございました。

また、当日は町長はじめご来賓の方々にもご挨拶を頂戴致しまして、この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

私は、この脱炭素事業は当初から注目をし、事業が始まって以来、何度も議会で質問をしてきました。これまでの質問と重なる点も多々あるとは思いますが、よろしくお願いします。

最初に、町がこの事業に応募したのはどのような理由でしょうか。

なぜ再生可能エネルギーが必要と捉えているのでしょうか。

環境政策室長も新しく代わりましたので、改めてお伺いします。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

おはようございます。

それでは宮地葉子議員の一般質問、脱炭素事業について、カッコ 1、脱炭素事業への応募理由と再生可能エネルギーの必要性についてのご質問にお答え致します。

まず、応募理由についてでございます。

地球温暖化対策は、先ほど宮地議員もおっしゃられたとおり、世界中で待ったなしの課題でございます。各国が将来的なカーボンニュートラルに向けた目標を設定して取り組みを進めております。地球レベルの大変重要な課題であると認識しております。

本町においても、こうした世界的な動向を踏まえまして、令和3年6月1日に黒潮町ゼロカーボンシティ宣言を表明し、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを目標として掲げてまいりました。

こうした目標をより着実に推進するに当たり、国からしっかりと支援を受けることができる、環境省の

脱炭素先行地域事業に提案書を提出し、令和5年4月に採択をいただいた状況でございます。

次に、再生可能エネルギーの必要性についてでございます。

本町で排出される温室効果ガスのうち約9割が二酸化炭素、CO<sub>2</sub>でございます。そのうち事業者やご家庭の電力使用に伴うものが約7割を占めております。このため、化石燃料由来の電力を再生可能エネルギーへ転換することが最も効果的なCO<sub>2</sub>削減の手法であると認識しております。

加えて、雪があまり降らず日照量が豊富な本町の地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入により、エネルギー経費の地域内循環、災害時の安定的なエネルギー供給体制の確保、住民、町内事業者への還元効果も期待しているところでございます。

これらの取り組みは、町の最上位計画である黒潮町総合戦略における創生基本計画が掲げる人口減少対策、地域経済の活性化、防災力の強化といった地域課題の解決にも整合するものでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

大変大きな課題ですけど、もう要領良くまとめられた答弁をいただきました。

それでですね、この脱炭素事業というのは防災と比較しますと、防災は自分の命が懸っていますので、住民の関心も高いし我が事として考えやすいと思いますが、脱炭素事業は少し難しい課題だと常々思っております。

また、地球温暖化への取り組みはあまりに大きな課題ですし、事業も多岐にわたりますので、繰り返し私たちも学習する必要があるのではないかなと思っています。

今後、町としていろんな場所へ、機会がありましたら住民へ直接の説明とか紹介などでもいいんですが、そういうような計画はあるでしょうか。

例えばふれあいサロンに行くとかですね、いろんな集まりの中でもいいんですが、そういう計画を考えてるでしょうか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

昨年までの宮川課長もですね、非常にサロン等に出向き、環境問題のことを折に触れてご紹介させていただいておりました。私もその取り組みについては、引き続き行っていきたいと思っております。

加えて、次の、後ほどの答弁にもございますが、脱炭素カルテの作成として訪問員が町内を巡回しております。そこでもですね、皆さんに環境政策の取り組みについてご理解いただけるような取り組みを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

ぜひですね、機会ごとに住民の中に入って説明していただければ、また紹介していただければと思います。カッコ2に移ります。

脱炭素先行地域に3年前に選定されてから、どのような取り組みをされてきていますかという質問です。

事業開始から3年もたちますと、住民にも目に見える形で事業が進んできています。住民の方から、久しぶりに役場に来たら、のり面にたくさんの太陽光パネルがあって驚いたとか、中村方面に行く途中、上田の口のところや六地蔵にも太陽光パネルがあったけど、あれはどうしたんですかという、そのような声が届いております。

また、目には見えないけども事業としてはどんどん進んでいることを住民の方は知らない方もおいでますので、大まかな点でいいですので、どのような取り組みをされてきたか。

答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

それでは、宮地葉子議員の一般質問カッコ 2、脱炭素先行地域選定以降の取り組みについてのご質問にお答え致します。

黒潮町は令和5年4月に、環境省から脱炭素先行地域として選定され、現在4年目の取り組みを進めております。取り組みは主に4つの柱を軸に、多面的に事業を進めております。

1つ目は、地域エネルギー会社の設立でございます。

令和5年に、当町も出資する地域新電力会社として、くろしおエナジー株式会社を設立し、同社が事業主体となり公共施設等への太陽光発電設備、蓄電池、エネルギーマネジメントシステムの導入をPPA事業として進めております。

2つ目は、公共施設等への太陽光発電設備、蓄電池の導入でございます。

役場、福祉センター、津波避難タワーなどの公共施設や避難所を中心に設備導入を進め、施設の電力を再生可能エネルギー由来のものへ転換するとともに、災害時においても安定的にエネルギーを利用できる体制の確保を図っているところでございます。

3つ目は、脱炭素カルテ作成のための全戸訪問でございます。

個別津波避難カルテの作成のノウハウを生かした全世帯への戸別訪問を継続しており、現在3巡目に入っております。各ご家庭のエネルギー利用状況の把握や省エネ、再エネ設備の導入促進、意識改革、行動変容を促す取り組みを続けており、昨年の環境省の評価委員会からも全戸訪問を継続している結果が徐々に町民の行動変容にも表れてきていると評価をいただいております。

4つ目は、住民向け補助事業の実施でございます。

令和6年度より省エネ家電、太陽光発電設備の設置補助金を、令和7年度より蓄電池等の設置補助金を実施しており、多くの申請をいただくとともに、CO2の排出抑制ならびに住民の皆さまの裨益につながっているところでございます。

また、毎年、町内各産業分野や外部有識者を委員とする黒潮町温暖化対策推進委員会に進捗（しんちよく）報告を行い、意見をいただきながら着実に事業を推進しているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

4点にまとめられまして、大変分かりやすかった内容でした。

それですね、太陽光パネルで発電した電気は、今の答弁の中にもちょっとありましたけど、防災方面の活

用が既に紹介されておりますよね。

先ほど紹介しました婦人会のイベントでも、室長の方から、町の電気自動車から電気を取って会場で扇風機を回して見せると。皆さんに見ていただくという方法をとっていただきました。

大災害が起きますと当然停電になりますが、避難所等での扇風機やヒーターや照明等々はもちろんのことですけど、さまざまな活用ができて大きな力を発揮することは、大変心強い町の財産だと思います。

また、福祉部門でも活用が考えられると思うのですが、住民にはそのメリットがまだまだ認識が弱いんじゃないかな、認識されてないんじゃないかなというふうに思っています。

以前、浜の宮の避難訓練のときにもですね、扇風機を回してもらってですね、ああ、この暑いときに本当良かったねっていう話があったんですが、そういうふうにはですね、町で行ってる自家発電の威力、便利さについて、今後、どのような活用方法が考えられてますか。

また、紹介する方法などがありましたら、答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

まず、現在導入しております災害向けの発電設備など蓄電池等はですね、主にはやはり防災訓練等での活用を前提に取り組みをさせていただきたいと思っております。

また、住民の皆さまへのほかの周知の方法と致しましては、産業祭などのイベント等でですね、電気自動車を活用していただいた出展の継続というか運営であるとかですね、そういったところにご活用いただければと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

自家発電の威力っていいですか、それはおいおいまたね、いろんなところでこういうところも活用できるんだよっていうのが出てくると思います。

カッコ 3 番にいきます。

この事業の大きな柱が、地域で発電した電気を地域で使うエネルギーの地産地消だと思います。これこそが、この事業の大きなメリットであり、時代を先取りした魅力ある事業だと思います。

先日、6 月 6 日の高知新聞の一面トップにですね、北川村全電力地産地消への見出しが載りました。

北川村では、既にある太陽光発電も利用するけど、地域の豊富な水力資源で地域の特徴を生かして小水力発電を活用すると記事にあります。村でつくった電気で、村内全ての一般家庭や官民施設などの使用電力を賄う計画を進めているとの記事です。どのようなやり方でやるかは新聞に詳しく載っておりますが。

黒潮町は、小水力発電ではなくて太陽光発電ですが、町のエネルギーの地産地消はどのような青写真を持って進めていくかをお伺いします。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

それでは、宮地葉子議員の一般質問カッコ 3、エネルギーの地産地消の青写真についてのご質問にお答え致

します。

まず、エネルギーの地産地消とは、食べ物と同様に、地域で作ったものを地域で消費するという考え方でございます。地域で再生可能エネルギーにより発電した電気を地域の皆さまにお使いいただくことで、CO2 の削減はもとより、安定したエネルギーを使えるという好循環が生まれるものでございます。

現在は、くろしおエナジー株式会社を事業主体として公共施設等を中心に太陽光発電設備、蓄電池の導入を進めており、まずは、くろしおエナジーの経営安定化とともに地域レジリエンスの向上を優先的に図っているところでございます。

次のステップとしては、住民の皆さまへの再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入促進を進めながら、くろしおエナジーが再生可能エネルギーメニューとして町内に電気を供給する体制の構築を目指しております。これにより、現在町外へ流出しているエネルギー経費を地域内で循環させ、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

この取り組みは、CO2 削減にとどまらず、エネルギー経費の地域内循環による地域経済活性化、災害時の安定的なエネルギー供給によるレジリエンス向上、くろしおエナジーを通じた住民、町内事業者の皆さまへの裨益など、総合戦略における地域課題の同時解決にもつながる重要な取り組みとして推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

青写真って言われましてもね、大変包括的で難しい答弁だったと思います。

質問のカッコ 3 とカッコ 4 は重なる点がありますので、カッコ 4 に移ります。

この事業の現時点の到達点と、今後の方向についての質問です。

大体今までの答弁と重なる点もあると思いますが、公共施設への対策が一定の範囲行き渡りますと、次は一般住民への●になって進められると思います。先ほども少しありましたけど。

既にですね、上田の口では、住民の方の敷地内に太陽光パネルを設置して発電を開始しているんじゃないかなと思いますが、一般家庭への太陽光パネル設置へと進んでいくと、このようなお話もあったと思うんですが、現時点でですね、到達点と合わせてこの内容についてお伺いします。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

それでは、宮地葉子議員の一般質問カッコ 4、事業の現在の到達点と今後の方向性についてのご質問にお答え致します。

まず、現在の到達点についてでございます。

これまで、地域エネルギー会社の設立、公共施設等への太陽光発電設備、蓄電池の導入、住民向けの補助事業、脱炭素カルテ作成のための全戸訪問により、事業は多面的に進んでいるものと認識しております。

計画期間の中間年に当たる昨年度には、国の脱炭素先行地域評価委員会による中間評価を受け、令和 8 年 3 月にご高評をいただきました。

この高評において、地域新電力会社の設立や全戸訪問の継続により、町内全域のエリアで再エネ導入を進める基盤が整備されていると評価をいただいております、町と致しましても一定の成果が出ているものと捉えており

ます。

次に、今後の方向性についてでございます。

引き続き、公共施設等への再エネ設備導入、住民向け補助、全戸訪問を継続するとともに、地産電力を町内に供給できるように、電源構成の調整や需要電力量の把握を努めてまいります。

併せて、本年度から開始を予定しております、くろしおエナジーの住民向けの電力プランについて情報把握し、戸別訪問等のコミュニケーションの中で、住民の皆さまの再エネの転換をスムーズにご支援できるよう、町としても準備を進めてまいります。

これらの取り組みにより、各ご家庭において現在ご契約いただいている電力プランを再生可能エネルギーメニューへ切り換えていただくことで、CO2 排出実質ゼロへの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

答弁の内容はちょっと、難しいといえば難しいですね。聞いてたときにね。まあ答弁する方も、噛み砕いて言うってことは難しい内容だとは思うんですけども。

今までで計画してきて、公共施設とかそういうとこ一定行き渡ってこれから、先ほどもありましたけど、住民の中へ電力プランを進めていくと。そして、住民がCO2 削減に向けて再生可能エネルギーを使っていけるように今後進めていくっていうふうに言われたんじゃないかなと思うんです。それを、くろしおエナジーさんが中心になって進めていくのかなと思うんですが。

住民の人が再生可能エネルギーに切り換えていくと。それは具体的に、もう少し分かりやすく言えばどういうふうになるんですかね。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

住民の皆さまが再生可能エネルギーへの切り換えというところでございますが、現在、主に四国電力などの大きな、従来の電力会社と契約されているご家庭が多くあるかと思います。

そちらをですね、くろしおエナジーをはじめとする再生可能エネルギー由来の電力契約を用意している会社への契約変更という形で、再生可能エネルギーの電力を活用することができる仕組みになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

契約変更っていうことは、契約だけ変えればもう簡単に、例えば私のうちでそういうふうにしたいと思えば簡単に、もう来月なら来月からですね、そういう再生可能エネルギーで電気を使うと。それが可能なんじゃないか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

いろいろその契約の変更の仕方というのはございますが、基本的には、新しく契約する再生可能エネルギー会社に対してさえ切り換えをするという契約の申し出、契約締結をすることで、再生可能エネルギーのメニュー電力を使えることになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

それでももう少し具体的にいきますけど。

申し出をします。それで契約をしたら、いつからか分かりませんが、その申し込み書、契約だけすればもう簡単に再生可能エネルギー、くろしおエナジーさんが電気を買うのかよく分かりませんが、そういうことが可能なんですか、住民さんは。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

議員ご認識のおとり、契約を取り交わすだけで、特に機器の交換等も必要なく、再生可能エネルギーの電力を使うことができる仕組みになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

それは今すぐできるんですか。それも聞いてるんですけど。

それとですね、そうですね、こちらから申し出てするということでしたけど、住民の間にはそういうことはあまり分かってないと思うんですね。

何とか再生可能エネルギーを使いたいと。地球温暖化は駄目だと思って、こういうことがせつかく町がやってるから自分もできることがしたいと思ってる住民は、それなりにいると思うんです。で、そこへの宣伝といえますか紹介といえますか、それはまだ私はあまり聞いてないんですが。まあ、今年から始めるのかなと思うんですけど。そういうことがあって住民参加がいっぱいないと、なかなか再生可能エネルギーを広めていくことは難しいんじゃないかなと思うんです。

また、先ほどから言われてますくろしおエナジーの会社経営にも関係するかもしれませんが、たくさんの方にそういう方法をとっていただくには今後どのようにするのかなという点と。

太陽光パネルをつけて、自分のうちにですよ。それも補助がありましたが、そこでやっていくがとはちょっと、くろしおエナジーさんと契約していくのとは違いがあるんですかね。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

まず、契約後の期間についてのご質問ですが、契約した相手方の会社様の都合によるところが非常に大きく

ですね、数日かかることが一般的だとは思っております。

再生可能エネルギーの周知方法につきましては、現在、脱炭素カルテの訪問員が皆さん、各家庭を巡回しているところでございます。

その中で、くろしおエナジーのみならず、再生可能エネルギー全般のですね、取り組みをご紹介させていただいているところでございます。あくまで一つの選択肢として、ご案内はさせていただくところではございますが。

太陽光パネルとの違いにつきましては、各住宅の屋根に置かれるような太陽光パネルをご自宅の中に引込んで利用されることも、再生可能エネルギーの電力を使用するというのと相違はございません。

どうしても太陽光パネル単体で各家庭の全ての電力を賄うことってというのは難しいことになりますので、その不足部分で言うと契約した電力会社から購入するような形になっております。

そこで、くろしおエナジーを含む再生可能エネルギー会社からの電力購入というところで、合わせ技で再生可能エネルギーをご自宅で利用していただけるような仕組みとなっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

それでですね、住民の中にはそれがなかなか広がってなくて、どのように再生可能エネルギーに転換したいかと、協力したいなと思ってても、やり方が分からないし知らないというのが最初に言いましたけど。

その点についての答弁が抜けてたと思うんですけど、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

代替的なプラン、電力切り換えのご紹介というのは、現時点でまだ実施はしておりません。

再生可能エネルギーへの切り換えっていうその大きな枠組みの中でのご紹介というところで、訪問員の皆さんに今実施していただいているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

その訪問員さんの活動といいますか、それは本当にね、この事業は職員さんによる戸別訪問をずっと最初からやっております大事な取り組みだと思いますが、今後も住民と進める上でですね、今のお話聞いてますと、訪問員さんが来て再生可能エネルギーの手続きなんかをいろいろ聞くと。そういうようなお話でしたけども。

この間の婦人会のイベントでもですね、うちにはいつか訪問員さんが来てないんだけどっていう質問が室長にあったと思うんですけど、それほどですね、訪問員さんが来て、その太陽光発電または再生可能エネルギーへの具体的な話までいってないと思うんですけど、今。まだまだそこまで話は進んでないということでしたから、これからということだと思うんですけど。

これからでもいいですが今後ですね、住民の中にそれは進めていかないと、さっきから言ってますけど住民の中に進めていかないと、太陽光発電というのはどんどん進んでいきませんので、再生可能エネルギーのやり方

が進んでいきませんので、それはもう少し具体的にですね、職員さんの訪問だけに任すのか。それじゃ、先ほども言いましたけど来てない人もいて、会ってない人もいるわけですね。3回もあったって言ってますけど、一度も会ってないと。本当に来るんですかっていう質問あったと思うんですけど、そういう住民も多いと思うんです。

その戸別訪問する職員さんだけに任しているものなのか、町としてこれをどんどん進めて、このように進めていきたいというこのやり方ですね、方法ですね。それが住民に分からないと、私たち切り換えがどうしても分からないというのが今の現状なんです。

そのへんはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

現在、住民向けの再生可能エネルギープランというのはですね、くろしおエナジーの方でご検討いただいている状況でございます。

そのプランの方向性や提供開始時期が固まりますと、町としても、きちんとした住民の皆さまへの周知、広報ができるかと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

大変せっかちな質問して申し訳ないんですが、それは大体いつごろになりますかっていうことも併せて聞いてるんですよね。住民は訳分かりませんので。

お願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

全体整理を今、行っているところです。

室長からありましたように、くろしおエナジーの方のプランを今策定しているところでして、その説明主体をどこに設定するのかとかですね、あるいは時期のこととか、あるいはできるだけ円滑に転換していただけるように。

これ、再生可能エネルギーのプランというのはくろしおエナジーだけが持っているものではございませんで、現在も地元で多くご利用いただいている電力会社の方にもプランはあるわけですし。

なので、民業と密接に関係性がある関係上ですね、慎重に検討していかなければならないところになってございまして、それについてはもう少し時間を要します。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

私が考えてるように、簡単にさっと切り換えがいくもんじゃないということですね。いろいろと今までプラ

ンを立てているので、慎重に進めていくと。そして、住民の中に広めていくということだったと思います。

それで、先ほどから言っておりますけど、その職員さんの戸別訪問としてですね、答弁もいろいろありましたけども、戸別訪問が役立っていると思うんです。

でも、今後ですね、そのやり方やってる内容、4 人の方がいらしてやってるんですが、それはどのように活用されていくか、もう一度聞きたいと思ったんですが。

どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮地議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在の訪問員の皆さまはですね、再生可能エネルギーの周知、広報等に加えまして、うちエコ診断と呼ばれるツールを使いまして、今ご家庭の中での電力の需要状況などの調査、あと、その再エネとかのご提案もさせていただいている状況でございます。

そういったところをもちまして、住民の皆さまに対して再生可能エネルギーや省エネルギーへの啓発などを進めさせていただいております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

戸別訪問されてくる職員さんは、じゃあ家庭で無駄な電気を使ってないかとか省エネはできると、こういうふうにしたら省エネになるよとか、そういうことを具体的に話してくれると、そういうことですね。なかなか室長の答弁難しくてですね、理解しづかったんですけど、自分なりにそういうふうに思います。

今後ですね、そういうことがあって、私たちは電気は無駄に使おうと思って使ってるわけじゃないんですけど、言われてるようにいろいろな無駄があって、改善しなきゃならないなとつくづく思ってもやり方が分からないということがあるんです。ですから、戸別訪問員さん期待しておりますけど、勉強されてもいると思いますし期待しておりますが。

自分のうちも、やり方によって電気代が安くなれば本当にありがたいことですし、それも CO2 削減、地球温暖化に貢献してるんですよっていうことで、そういうふうを考え、そういうふうな戸別訪問じゃないかなと思ってます。

今後の方向のことですね、もう一点お聞きしたいんですけど。

そのエネルギーの地産地消を目指しておりますよね。町外へ出ていたお金が町内に還元することが、目的にあると思うんです。

一昨年ですが、一昨年、議会の県外視察へ行きて、脱炭素先行地域に黒潮町より 1 年前に選定された邑南町に行ってきました。そこでは、地域から外に出ていた支出 6 億円が地域に還元されると、そういう見通しを説明されました。

計算方法がいろいろありますので、数字だけ追いかけるのもいけません、地域から出ていくお金を地域に還元する。まさにこの事業の生命線とも言える内容ではないかと私は勝手に思ってるんですが、小さな自治体にとっては大きなメリットだと思います。

黒潮町でも、この方向性へと進めていく考えだと聞いておりますが、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮地議員の再質問にお答えさせていただきます。

今お話をいただきました、地域の中での循環というところでございますが、先ほどご答弁させていただきましたとおり、エネルギーの地産地消の部分に該当する部分かと思っております。

黒潮町内で得た太陽光のエネルギーで発電した電力を、黒潮町内の電力会社に可能であればご契約いただいて、そこで電力料金をお支払いいただくと、ここで会社の外には基本的には電力料金というのは多くは流れていかない仕組みになっておりますので、順繰り黒潮町内でそういう電気料金が回るような仕組みになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

先ほど職員さんの戸別訪問の中でですね、町外へ出ていた電気代が町内に、町内で回って地域で還元されるんですよ。

回るんですよということも中心に説明、中心とは言いませんけど、そういうことも含めて説明されてるんでしょうか、どうですか。私は直接お会いしたことがないので分かりませんが。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮地議員の再質問にお答えさせていただきます。

戸別訪問員がですね、くろしおエナジーを独善的に紹介するといったことは、先ほど町長の説明のとおりなかなか難しいところではございます。

なので、あくまでも再生可能エネルギーっていうところの一つの切り口として、ご紹介させていただくものとなっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

まだまだ住民の中では、少しかう分かりづらい点もあるかと思いますが、この事業が進んで、私は3年前って言いましたが4年になりましたね。もうそれだけ進んでいって、住民の中にも期待は大きいと思うんです。公共施設にもこういう太陽光パネルがついたっていう意見でもね、どうなるんだろうって。私たちにとって大きなメリットがあるんだよねという形で、私は眺めてる方も見てる方もたくさんいると思います。大いに期待しているところです。

この太陽光発電の事業ですよね、これは本当に息の長い事業になっていきますし、今後の方向だと思うんですね。

アメリカとイランの戦争でホルムズ海峡が封鎖されて、私たちの暮らしは大きく影響を受け、じわじわと真綿で首を絞められるように庶民の生活を脅かしています。

エネルギーで一番大きいのが電気ですが、この電気を自分たちの町でつくって、自分たちで消費すると。そういうふうになりますと、今の中東情勢など、そういう外国の状況には関係なく、自分たちの電気を自分たちで使い、そのお金が自分たちの町へ還元されると。そういう事業になると思うんです。理想であり、現実にはまだほど遠い話かなと思っておりましたが、北川村の取り組みを知りまして、もうその理想が現実に近い、そこまで来ているということを実感させられました。

ヨーロッパでは既に多くの国や地域でこの理想を実現しており、現在は、脱化石燃料が国際的な流れになっています。黒潮町もこの脱炭素事業で、早い段階で理想に近づければなと思っております。これからもこの事業を応援していきたいと思います。

これで、脱炭素事業についての質問を終わります。

次の質問に移ります。防災についてです。

防災についての質問は、昨年の12月議会でも行っております。

津波被害から身を守るには、まずは安全なところへ逃げるのが基本ですが、そのための基本的な対策は家屋の耐震化と家具固定だと言われてきました。

家屋の耐震工事も家具の固定も、ありがたいことに住民が実施しやすいように補助があります。その成果もあって、耐震工事についてはかなり住民の中に浸透してきました。

通常の耐震工事であれば、ほとんど持ち出しも要らないで、補助の枠内でできることもかなり住民の中に調べてきておりますが、家具固定については耐震工事ほど進んでないんじゃないかなと、前回の質問でも取り上げたことでした。やはり両方が進まないと、対策としては不十分ではないかなと、町でも考えているということでした。

現在の状況をお聞きします。

この質問は前回も行っており、大きな変化があったとは思いませんが、今回の質問をする中で基本的な部分になりますので、答弁の方をよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問、防災についてのカッコ1、耐震家具固定の現在の状況についてのご質問にお答え致します。

住宅の耐震化や家具の転倒防止対策については、地震時の倒壊による直接的な被害はもとより、屋内での避難動線確保のためにも大変重要な対策だと考えております。

木造住宅の耐震化につきましては、昭和56年5月以前に建築されたものを対象に、令和7年度末までに1,340戸の改修を実施してきました。

本年度も5月末の時点で、26戸の事業認定を行っております。

また、家具の転倒防止対策につきましては、令和7年度末までに367件の補助実績がございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

徐々に、事業としては進んでると思います。

次に、カッコ2に入ります。

町長も耐震はもちろんですが、家具固定に今まで以上に力を入れていくとの答弁が12月議会でしたがあったと思うんですが、今後はどのような方向で、これを一步進めていくのかな。どういう対策をとっているんでしょうか。

具体的な対策があるんでしたら、お伺いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問、防災についてのカッコ2、今後どのような方向で対応するのかについてお答え致します。

町としましては、引き続き木造住宅の耐震化の啓発を行うとともに、耐震化が完了した家屋につきましても、屋内落下物等での負傷を防ぐために、家具転倒防止対策に取り組んでまいります。

また、耐震改修工事とセットで家具転倒防止対策を進めていただける新たな仕組みづくりなどの制度設計について、具体的な検討を始めたところでございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

具体的な検討を今始めたところということですので、それから突っ込んだ答弁はなかったんですが。

私は以前の質問でですね、耐震工事を広く住民の間にまだ広まってないときです。あまりね、今ほど広まってないときですけど、耐震工事を広く住民の間に広めるために、地域の区長さんにもお世話になりながら、56年以前に建てた家屋の持ち主さんなどに耐震工事を進めていって安全な地域を、地域の力も借りて進めることを議会で提案をしています。

そのときの答弁は、区長さんも忙しいし難しいというような内容だったように記憶をしております。

区長さんは確かにそれぞれお忙しいですし、あまり負担を掛けることも難しいかとは思いますが、中には協力していただける方もいるのではないのでしょうか。既にですね、4、5年前の話ですけれども、区長さんとともに回った地域がありまして、行政もその地区は分かっていると思いますが。

まずはですね、今検討するということでしたので、その検討課題に入れてほしいんですが、協力してもらえぬ地区からそういうことを進めていく。できることから手を着ける。そんな一步を踏み出したらいいいんじゃないかなと思うんですね。

検討課題ではかなり進んでる内容があるかとは思いますが、こちらが申請を待ってるだけ、啓発をすと言っていましたけど、啓発しながら申請を待ってるだけじゃなくって実際に、やりませんか、家具固定大事ですよ。耐震はもちろんですけど、こうしませんか、こういう補助がありますよっていうことをこちらが勧めていくことも、●でかけていくということも私は大事じゃないかなと思ってこの提案してるんですが、いかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

耐震改修工事につきましては順調に推移してるんですが、家具固定の件数というのが思ったほど伸びていない状況です。

一例として、令和6年度には、地域担当制を活用してお知らせをした結果、1年で100件ほど伸びたという実績もございますので、あらゆる啓発の方法、また説明の方法等も考えながら、耐震工事だけでは不十分で家具の固定もセットでやっていただきたいということを広くいろんな方法を使ってお知らせをしながら、家具固定については全戸数目指して取り組んでいきたいと考えております。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

私は耐震工事というか主に家具固定を、これからは進めていくのかなと思って聞いておりました。

それで今、地域担当制のことが話に出てきましたが、私もそれを考えるんですが、黒潮町には地域担当制という全国に誇れる制度がありまして、現在もその制度を活用するとの答弁を以前もらっております。

地域担当制は、役場職員さんには通常業務のほかに仕事が増えて大変なことかと思いますが、職員さんが地域の住民とともに一緒に知恵と力を合わせて、地域の実情を把握し、地域とともに動くことが今後は、だんだん疲弊していく地方にとっては大変大事な取り組みになってくるかと思いますが、町もそういうふうを考えてのことだと思います。

地域にはそれぞれ地域の特性がある実情がありますので、事情が違いますよね、それぞれね。その地域の状況に合わせて、耐震工事もそうですが、主に家具固定への推進に力を入れることができればいいのではないかなと考えますが。

もう一度、地域担当制を使ったと一緒にやるということについてはいかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

地域担当制、これまでもずっと継続しておりますのでそこをフルに活用するのはもちろんですが、補助も用意しておりまして、なかなか進まない理由というのも町としては把握する必要がありますので、何が原因で進んでないのかといった部分も分析をしながら、有効なアプローチの仕方等があるはずでございますので、そのへんも分析しながら取り組みを進めてまいりたいと思います。

体制としては、やっぱり地域担当制の力というのは大きいには間違いございませんので、アプローチの仕方というのは、分析をした後に有効なお知らせの仕方も含めて検討をしていきたいと考えております。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

答弁としてはね、進めていきたいということでしたが、ここですとね、机上の言うたら論争やっても実際は進まないですね。

現実には、もういつごろまで、大体進めていくと、やっていくと。今年度はそういうところに踏み出したいとか、私はそういう答弁があつてしかるべきかなと思って、自分なりに考えてるんですが。

やはりそういうプランを持ってると思うんですが、後出ししないですね、そのへんもちょっと言っていたらですね、住民としては心強いなど。役場もやる気だなというふう思うんですが、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

地域担当制のお話になるんですが、毎年、年度当初に職員研修というものを実施しております。

その中で、全ての職員の皆さまに対して、本年度やっぱり家具固定を力を入れていきたいと強調しては、というお話もさせていただきながら、今年度の重要課題として家具固定を進めていきたいということは職員全員で共有をしております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

答弁としては、こういうもんですかね。やります、絶対これをやります、ということはなかなかここで言えませんので。分かりました。これから進んでいくものと思います。

家具固定がしっかりできればですね、本当に安心ですよ。

なぜ私、家具固定を言うかっていいますと、以前の質問のときも言ったんですけど、家具固定しなきゃならないって私自身も分かってるんですけど、どれをどうとめていいか分からない。3 万円でしたか補助がありますが、その補助をどう有効に使うかという、そんなことまで考えてですね、ガラスの飛散防止に使っていいもんだか、新設に使っていいもんだか、テレビやパソコンを動かないようにした方がいいのか、こう迷ってしまうわけですね。それで家具固定をしないで、もう何年も私自身は来てるわけです。

だから、やらなきゃいけないなと思ってやってる人は、だんなさんがですね、ご主人さんが、冷蔵庫につつかえ棒をちゃんとやるのに上に全部板を張ってやってくれたって言いますが、なかなか普通の方はそうそうはできませんので、そういうふうなやり方といいですか、その家ですね。そういうところまで本当はきめ細かく、地域担当制の人なり、防災課の職員さんがあるのかどうか分かりませんが、そういうアドバイスなりあればですね、もっと前へ進む。私自身も前に進むんですけど。

これは、自分からもう防災課に聞きに行かなきゃできないことなんでしょうかね。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

先ほど少しお答えをさせていただきましたが、家具固定の補助は用意しておりまして、それが進まない理由、議員ご質問があったように、施工の方法が分からないであったりとか、専門的な知識が要るので進まないという理由であればその部分、例えば、専門の知識を持った方に同行いただいて設置をすることも可能です。

なので、進まない理由というのを町としては分析をしたいというのが、まず第一歩です。

それで、していただけると。共感をいただいて進めていただける方に対しては、既存の補助がございますので、そちらを活用していきたいと。

その実行部隊といいますか、動けるとしてはやはり地域担当の力が大きいというのは変わりございません。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

今年度は、新しくなられました防災課長を先頭にですね、住民の中に家具固定がどんどん進んでいくものと期待しております。

ぜひですね、地域担当制の方もご足労ですが、地域の実情を踏まえながらですね、足を運んでいただけたらなと思います。防災だけに限りませんので、大きな見守りもありますしね、ぜひそれをお願いしたいなと思っています。

カッコ3に移ります。

災害発生時の備えとともに、生き残った後への備えというのが、今は多方面で進んできているとは思いますが。

食料品や飲料水の確保、トイレの備えなど、いろいろと知識もかなり進んできておりますが、個人でできることには限界があります。

2年前の能登半島地震でも、避難所で被災者が雑魚寝をしていて、この状況は100年前と変わらないと。避難所の整備が不十分だという専門家の話が、朝日新聞に載っておりました。だからこそ、災害関連死が問題となり、熊本地震では死亡者の8割が災害関連死だったとありました。

避難者の備えはある意味、国がもっと力を入れて、災害後の備蓄品など、国の財政支援がもっと必要だと思いますし、備蓄品に限らずですね、避難所に対する考え方が、国がもう少し前向きに取り組ってくれたらなと思うんですが。

今後、行政として、災害後、生き残った後ですね、それは行政として力を入れる必要があると考えている。それはどのようなことだと思いでしょか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問、防災についてのカッコ3、今後行政として力を入れる必要があると考えているのはどのような点か、についてお答え致します。

本町では、平成24年の南海トラフ巨大地震の被害想定公表以降、犠牲者ゼロを目指し、さまざまな取り組みを進めてまいりました。あきらめない。揺れたら逃げる。より早く、より安全なところへをスローガンに、避難空間の整備をはじめ、早期避難のための継続的な避難訓練や住宅の耐震化など、町全体で命を守る対策に全力を注いできた結果、この部分におきましては一定の成果を収めていると考えております。

一方で、令和6年1月に発生した能登半島地震の状況を見ましても、耐震化などの命を守る対策に加え、避難した後の命をつなぐフェーズにおける共助、すなわち地区防災の重要性を改めて強く認識したところでございます。

今後の方向性としましては、これまでの施策をしっかりと継続しつつ、先ほどお答え致しました家具転倒防止対策の推進の具体的な制度設計を進めてまいります。

さらに、地域の共助の力を一歩進めるために、本町独自の取り組みである防災地域担当制の仕組みを最大限に活用し、地域住民の皆さまとのコミュニケーションを図りながら、地域防災力のさらなる向上に全力で取り組んでまいります。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

災害後の備えというのはもう多方面に当たりますから、そう簡単にこう、これとこれとってというふうにはいかなと思うんですが。

今、地域防災力を高めていくというふうにありました。もちろん災害後ですね、大災害ですのでいろいろ見えますと、行政だけができることではないです。地域の力、みんなの助け合い、そういうものがないといけな

いんですが。

できる限りですね、災害、助かった命をみんなでつないでいきたいと誰もが思ってると思うんですが。

地域防災力を強めていきたいと言いましたかね。具体的にどういうふうなことになるんですかねこれ。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

当町全般に言えることなんですが、地域各地区でさまざまな取り組み、訓練もそうですし、備えを行っていただいています。

これ全国的にも珍しく、全ての地域でそういった自主防災組織の下に、さまざまな活動をいただいております。

そこに、先ほどもお答えしましたように、地域担当制も一緒にちゃんとさせていただきながら、そこでコミュニケーションを取りながら、例えば他の地域でこういった取り組みやすい取り組みがあったりとか、そういったものを共有し合う場であったりというところで、やはり地域で命をつなぐこともそうですけど共助が一番有効だと思っています。

その部分をさらに高めていきたいというところで、地域担当制を活用して、地域地域の防災力を上げていきたいという考えでございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

共助、もちろん大切ですが、議会の場ですので公助の方も聞いていきたいと思うんですけど。

1 つ細かいことですけどね、以前、各地域に残ってる井戸についてもっと活用したらどうですかっていうのを質問しましたし、同僚議員も何人かがその問題には触れております。

その井戸の調査はできてるし、活用できるような方向が一定進んでいるのかどうか。

その点もお聞きます。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

井戸の調査、各地区で調査は完了しておりまして、各地域地域にそういったデータとして共有をさせていただいています。

一方で、水の確保とかっていう部分に関して、公助の面で言いますと、浄水器等の資機材等も配置をしています。

なので、共助、それから公助、両輪で進めていく必要があるという方針については変わりはありません。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

ひとたび災害が起こりますと、本当にお水っていうのは命の水ですから、井戸も大いに活用できたらね、いいんじゃないかなと思ってます。まあ調査も完了してデータ化もできてるということでしたので、安心しました。

カッコ4にいきます。

避難所は被災者が元気を取り戻し、元気を与える場所として、欧米では捉えられているそうです。

指定避難所としての体育館の空調設備の設置を再度求めますが、いかがでしょうか。

避難所は、被災した住民が命からがら逃げるところです。取りあえず大災害から助かった命ですが、ここはプライバシーもなく不衛生で、安心して安全な場所でなかった避難所は、これまでの大地震、東北地震ではもちろんですが、その後の熊本地震、能登半島地震での実態として報道もされてきました。

せめて冬にはあったかい場所、夏には熱中症になるような不愉快な場所ではなくて、エアコンの効いた過ごしやすい場所は、どんなにか被災者を勇気付け、明日への生きる力を与えてくれることでしょうか。

避難所への空調設備の設置は数年前から議会で私提案してきましたが、大きな財政負担を伴いますから一度に解決することは難しいと思いますが、何らかの進展はあったでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問、防災についてのカッコ4、避難所としての体育館の空調設備の設置についてお答えを致します。

避難所の空調整備につきましては、集会所などの小規模な避難所では一定整備が完了しておりますが、体育館などの大規模な避難所では整備が進んでおりません。

一方、避難所の暑さ、寒さ対策として、スポットクーラーや大型扇風機、ストーブなどの資機材は順次導入している状況でございます。

また、大規模災害時には停電等も発生をすることから、小型発電機や蓄電池などの電源確保にも努めている状況でございます。

体育館への空調設備の導入は、体育の授業や部活動時の熱中症対策といった平時利用の延長として、避難所の環境改善にも寄与するものだと考えております。

文部科学省では、2035年までに公立小中学校の体育館への空調設備率を95パーセントに引き上げる目標を掲げており、交付金制度も創設されております。

しかしながら、国の補助があっても導入、運用が非常に高額であることから、現時点では全国でも2割程度の整備率になっております。

今後につきましては、財政支援も含めた国の動向を注視しながら、教育委員会と連携して検討を進めるとともに、防災部署におきましては資機材整備等できる対策を積み重ね、避難所の環境改善に努めます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

大きな財政負担を伴う提案も、今まで数多くしてきました。

これまでの経験から言えることは、質問で提案をしても、実施に至るまでかなり時間がかかりました。最初は学校給食の実施を求め続けて、数年後給食が実施されますと、次には学校給食の無償化を求めてきました。

子どもの医療費無料化も、私が議員になった当時は4歳児までの補助でしたが、何度も議会で質問を続けて、今では18歳までの医療費無償化が実現しております。

本来は国がやるべき課題だと、政策だと思うんですが、なかなか国が動かない。国の冷たい政治の防波堤になるのが地方自治体の役目だと思いますので信念を持って質問をしてきたつもりですが、一步ずつ、それらも時間とともに、また時代とともに実現してきました。

それは全国の住民の粘り強い運動があってこそのことですが、この体育館の空調設備には国も補助をつけてくれています。

どのような制度があるか、調べていましたら答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（渡辺健心君）

それでは宮地委員の再質問にお答え致します。

学校体育館への空調設備の補助につきましては、学校の体育館、屋内運動場ですね、こちらに導入する前に補助率20分の1というのがございます。

併せて、地方債などを活用することで、さらに財政負担を減らすことなどが考えられます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

国もですね、特に文科省の方はそういう補助制度をつけてくれております。かなり力を入れていると思うんですが。

学校の体育館は避難所としての役割を持っていますが、今教育次長の答弁がありましたように、今回も一応質問を防災で出しておりますが、体育館は本来は学校教育としての施設です。

地球温暖化の時代、気温は年々上昇して、夏の体育の授業等では、なかなか日中外で授業が危険になる場合が増えてきているように思います。暑さの中、体育館での授業であっても、室内の温度はどうでしょうか。安全と言えるでしょうか。

風を入れるなど、先ほど防災課長の方にもありましたけど、それなりの設備は扇風機なりあると思うんですが、学校施設として、教育現場としての体育館に空調設備は、今や子どもたちの健康を守る上にも必要ではないかと思いますが、教育委員会はどのような考えをお持ちでしょうか。

お尋ねします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（渡辺健心君）

それでは宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

体育館への空調設備の整備につきましては、児童生徒の熱中症対策、それから教育環境の改善という面からも、重要な取り組みであるというふうには認識しております。

費用の面からも、現時点におきましては整備計画の策定までには至っておりませんが、児童生徒数、学校規模の大小、こういうものにとらわれることなく、今後設定日をするに当たっては、全校に設置する必要があるというふうに捉えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

全校に設置する用意があるのか、の考えがあるということでしょうかね。

どの教育現場でもですね、この気温の上昇への危機感をお持ちだと思います。そしてこの問題は、国も以前から、先ほども答弁がありましたが補助制度を設けておりまして、その制度を活用して空調設備の設置を提案しております。

土佐清水市はですね、清水小学校体育館に空調を設置するとの方向で、今年度の当初予算で 269 万円の設計予算がつけられたとお聞きしております。今年度の設置は無理でしょうが、設置の方向で一步踏み出しております。

その他県内でも、次々と体育館の空調設備の設置への舵を切った自治体が増えてきておりますが、教育委員会はそれらのことは、状況はですね把握しているのでしょうか。

お調べになっていれば、答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（渡辺健心君）

県内の状況につきましてですけども、県内の公立の小中学校は、先ほども答弁がありましたように 1 割台というふうに聞いております。

また、県立の高校につきましては 3 分の 2 程度進んでいるというふうな情報を持っておりますけども、小中学校については進んでないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

少し意地悪な質問だったかもしれませんが、具体的には把握してないということですよね。パーセンテージだけでしたから。

それで私が調べた結果ですけど、自治体ですが、先ほど紹介しました土佐清水市の土佐清水小学校体育館、いの町伊野小学校の体育館、東洋町は甲浦小学校と中学校と野根小学校の体育館、津野町は葉山小学校体育館、中土佐町久礼中学校体育館、本山町は避難所の空調設備となっていました。

私が調べたものですから抜けてる自治体があるかもしれませんが、不十分な情報があるかもしれませんが、県内でもこれだけの自治体で空調設備設置に向けて前に進んでおります。

いの町の取り組みを議会事務局をお願いして調べていただきましたが、いの町は空調設備設置の予算が 7,000 万円取っております。それをどういうふうに財源をするかといったら、国からの補助と過疎債を充てており、町の負担はその予算の 20 パーセントだということでした。

財政負担は大きくて簡単な決断とは思いませんが、子どもたちの安全を考慮すれば、この時代、そして文科省も自治体負担は 25 パーセント、先ほどいの町は 20 パーセントぐらいだということですが、その補助制度を設けてくれております。

今こそ一考に値する時期ではないかと思うのですが、教育長のお考えをお聞きます。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

それでは宮地議員のご質問にお答え致します。

この体育館の整備におきましては、さまざまな背景がその中にはあろうかと思えます。そういったところを十分に調査致しましてですね、これからどうあるべきかということを情報防災課の方と相談しながらということになろうかと思えます。

一方で、たくましく生きる子どもたちの育成というのも教育現場では非常に大事なことになりますので、そういった側面でもありますね、これからその暑さ対策について教育を深めていくことも重要であろうかと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

私はですね、この質問をずっと以前から出しております。

それで、まあ財政問題がありますから、全国でなかなかにおいて進んでないとか、財政が大変だとか、そういう答弁がいつも返ってはきますが、やはりですね、もう県内でこれだけ進んでますので、どんどん今後も進んでいく内容ですね。特に避難所問題ではこれも大切ですし、教育問題ではなおのこと、喫緊の課題ではないかなと思うぐらいですよ。

そういうときですので、私は質問をしたら一歩前にも二歩にも進んでですね、どう実現したらいいかっていう話が出てきたらありがたい答弁だなと思ったんですが。

全部の学校を考えてるというようなことでしたが、なかなかそれが難しいんじゃないかっていうのは以前も質問で、まず、大方中学校は指定避難所ですし、病人もあそこで扱うような避難所にもなってますから、まずそこからでもやってみませんかということを提案したことがあります。それは私の提案ですので、行政には行政の考えがあるんですが。

それで、町長にお尋ねしますけど。

以前、やっぱり財政問題があることは、なかなかその場ではゴーサインは出ないんですけど、医療費無料化を18歳までにつけていうのをずっと質問してきて、なかなか進まなかった。でも、もう県下でこれだけ進んでるんですよという資料を見せて質問をしたときにですね、松本町長でしたけど松本町長に、町長ね、もうバスは走ってるんですよ。皆さん、バスに乗ってるんです。黒潮町は乗り遅れますけど、町長はバス停に立つ用意がありますかって私質問したんです。そしたら町長がですね、そういうような状況にあるといいますかそういう用意があるというような答弁をいただいたんですが。やはり今の状況ですね、全体的にはバスは走ってると思うんです。それなりに乗っていつてると思うんです。

大西町長も考えがあると思うんですが、どうですか、そのバスに乗ろうという気持ち、バス停に立つ、それだけの覚悟いいですか、考え方がおありでしょうか。

お尋ねします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

各種施策を実施するといいますか、決定するに当たってですね、過度に他市町村と比較をしてという判断基準は、自分たちは持っていません。

それから、これも誤解のないように申し上げておきますが、何度もご質問いただいたので実施に到達したということでもございませんので、そこはちょっと誤解のなきように答弁しておきたいと思います。

この財政問題があつてですね、体育館のいわゆる冷房施設の設備がなかなか瞬時に行うことが難しいという答弁はこれまでさせていただきましたが、加えてですね、これから約1年間ぐらいというのは、ちょっと特殊なタイミングになります。判断をするのに。

昨年末にですね、防災立国の推進に向けた基本方針というのが閣議決定されまして、その中で防災庁の設置が必要ということになりました。

防災庁の設置について、今、国会でけんけんがくがくご議論やっていたいてるんですけども、その中にですね、防災庁設置法と併せて関係法律の改正も、同時にご議論をいただいています。

正確に申し上げますと、まず関係法律の中の最大のもの、災害対策基本法。これ、いわゆる2条の2条項についていまして防災の中では非常に有名な、災害対策基本法の基本理念を取りまとめた条項がございます。

そこにですね、新たに追加される内容で、被災者を援護する際、全ての被災者がその被災地にかかわらず、できる限り良好な生活環境をあまねく享受できるようにすることと、災害対策基本法の基本理念に追加されうたわれます。

それを受けまして、防災庁の方でもですね、防災立国の推進に関する基本方針の中で防災庁の所掌事務としてうたわれている中にですね、備蓄強化などスフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善等の被災者に寄り添った支援体制の構築と、このようにうたわれてございます。

これ、字面どおりに解釈しますと、これから避難所環境の整備というのは抜本的に進んでいくと。このようなことになりまして、ただし、現行法で進んでいない、全国の整備率は2割程度であるということは、ある意味、整備が遅れているということでございます。

防災庁に付される権限の中に各省庁への勧告権というのがございまして、ある意味、防災延長から文科省の方に、なぜ避難所環境、つまり体育館を主とした避難所環境の整備が進んでないんだ。その報告を受けることができることになっておりまして、提案をすることができるようになっていまして、それについて必要であるというときには是正を求める勧告をすることができます。このようなことになってございますので、全体の字面から判断しますと、抜本的にこれから進んでいくということになります。

抜本的に進む最大の要因は、これまで進まなかった最大の要因です。つまり、財政負担が重いから進まなかったのであれば、その財政負担を軽くして、避難所の環境を整備していきましょと、一般的には解釈をされることになってございまして、防災庁の設置、本年の秋ごろということになってございますので、少し設置されたからといって、令和9年度の当初からいろんなものが全て100パーセントで動くとは思えませんので、少し1年間ぐらいですね、ちょっとばつぱといいますか、非常に今判断することと1年後に判断することで、町の財政負担が大きく変化する可能性がございますので、この1年間ぐらいちょっと慎重に国の動向を注視しなければならない、そういった期間であると思っています。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

町長の答弁は少し気になったんですけどね。

質問をして他市町村と比べることも大事だけでも、比べることだけが基本ではないと、そういうようなことがありましたが、他市町村と比べるっていうのは私は意味があって言ってるんですけど。

そういう状況にみんななってきたと。いろんなことを考えてもですよ。その体育館の空調っていうのは、まず子どもたちは安全な授業をしてもらおうと。そういうことが大きなことがありますので、だから私は他市町村を一つの例としては挙げましたが、それも一つの、私大きな参考にしていただきたい。

それからもう一つ、何度も質問したから、それが実現の理由にはならないって言われましたけど、それは住民に要求があるから。私たちに要求があるから何度も、実現するまではこういう方法もありますよ、国もこう動いてますよ、ほかは動いてますよということで質問するのであって、そこはですね、行政としても一考に値して考えに入れていただきたいなと、私は思うんです。何でも自分の意思を通したいと、そんな意地でやるわけでは決してありませんので。

今、町長の答弁の中にありましたけど、防災庁が設置されて1年間で動きがあるということですから、やはり何度も質問、おんなじ質問していればおんなじ答弁が返ってくるのではなくて一歩も二歩も、こういうことを討議したけども、まだこれが無理なんだとかいう答弁がそれぞれほしいなという思いは、住民の考えだと思います。

今、1年ぐらい様子を見るということでしたので、ぜひですね、取り組む方向で進めてると思うんですが、教育長も教育環境から考えたらそうだったということでしたが、現場から、下からですね、そういう要望の声をどんだん町長の方に上げていってですね、ぜひ住民のために頑張っていたいただけたらと思います。

これで、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、10時45分まで休憩します。

休 憩 10時 31分

再 開 10時 45分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、青木浩明君。

9番（青木浩明君）

それでは通告書に基づき、私の一般質問を行います。

今回は、南海トラフ巨大地震のための事前復興まちづくり計画について、町の対応を問います。

町は令和6年度に、佐賀地域の事前復興まちづくり計画を作成した。この計画は、復興基本方針に基づき、復興まちづくり計画と事前準備計画に分かれているが、そのうち事前準備計画について問うとしております。

私は現職時代にこの計画策定にかかわった者の一人ですので、その重要性や必要性については理解しているつもりであります。東日本大震災の教訓を得て、町の復興に対し事前に住民説明会を開催し、ワークショップ形式で住民の意見を取り入れながら作成されたことは、非常に意義があることだと思っております。

その住民説明会の中で、町執行部から、震災前であっても有効な事業は前倒しして実施するとの説明がされました。議事録を確認したわけではないので、実施するだったのか、あるいは準備する、検討する、だったのかは明確ではありませんが、総じて前倒しの事業も可能だというような説明だったように思います。

私は今回の質問の事前準備計画に定める14項目のうち、1番の佐賀支所の高台移転、高台公園の整備。2番

の住宅の高台移転の検討。13 番の若い世帯の定住、移住支援の 3 つは、本町が直面する人口減少対策問題に有効な対策だと思っております。特に 2 番の住宅の高台移転の検討は、津波浸水エリア外に住宅地を求めて町外に転出する若者の流出を抑制する効果が大いにあるものだと思っております。

さらに、このことは令和 3 年 4 月に佐賀地域 13 地区の区長さんの連名で提出された、高台の宅地造成に係る要望書にも込められております。

私が佐賀地域を回る中で、住民の方から、大規模な宅地造成を望んでいるのではなくて、10 戸程度のコンパクトで小さなものでも構わないので、浸水エリア外の高台に宅地造成をしてほしいという声が多く聞かれますので、今回の質問に取り上げました。

町としても現在、令和 9 年度までですか、財政健全化計画に基づいて巨額の予算を伴うハード事業は困難であるということは十分理解しておりますが、その上で、被災前の事前着手についてどのように考えており、もしそれが可能ならどのような事業に着手が可能かを問うものであります。

それでは、カッコ 1 の通告書を読みます。

町は佐賀地域 13 地区のワークショップにおいて、震災前であっても有効な事業は前倒しして実施するとの説明がされた。

事前準備計画に定める 14 項目のうち、1、佐賀支所の高台移転、高台公園の整備。2、住宅の高台移転の検討。13、若い世代世帯の定住、移住支援は震災前であっても人口減少対策などに有効な事業だと考えるが、町はこれらの事業の事前着手についてどのように考えているかを問うとしております。

1 回目の答弁をお願い致します。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

青木議員の一般質問、事前復興まちづくり計画についてのカッコ 1、事業の事前着手についてお答えを致します。

議員ご質問のとおり、事業規模の大小はありますが、高台の整備や人口減少対策は喫緊の課題になっております。町としましては、震災前であっても有効な事業は前倒しして実施するという方向性に変わりはございません。

例えば高台の整備につきましては、各種防災関連の計画の見直しと併せて、事業の実効性についての精査や、実施に当たっての各種法令手続きの確認など、精度を上げる作業を行っているところでございます。

また、若い世代の定住、移住に関しましても、黒潮町総合戦略に基づき、企画調整室を中心に進めているところでございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

具体に、この事業が前倒し可能かとかという答弁がいただけるのかなというふうに思っておりましたが、それはありませんでした。

確認をさせてください。

町は、事前復興まちづくり計画の中の事前準備計画に明記されている 14 項目について、実施に向けた事務作業、事務的な作業準備は行っておりますが、現時点では実際に目に見える形、工事のようなハード事業ですね。

については、何年度に着手するというような具体的なことを言える状況にはないということで構いませんでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

ご指摘いただきました事前準備計画で定める 14 項目のうちですね、ご指定いただきました 1 番、2 番および、13 番以外にもですね、事前着手が可能な分はございます。

具体的な年次ということでございますけれども、一例申し上げますと、5 の 1 で整備されている避難道の山腹評価とかっていうことはですね、本年度も既に予算計上させていただいております、この事前復興まちづくり計画の中の事前準備計画に定められたものの一つは、事前着手を行うということになってございます。

そのほか、これもご指摘いただきましたが、目になかなか見えないところ、例えば内部協議とかですね、そういうものも多岐にわたってございまして、これから順次目に見えていくところが出てきようかと思いますが、大きなハード事業につきましてはですね、相当の決断、判断が必要となりますので、まだ直ちにいついつということが提示できないというのが状況になってございます。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

分かります。

先ほど町長言われたように、避難路や山復の安全強化とかについては現在も行われておるということですので、そういう意味においては、事前着手であろうかとは思いますが。

私が質問した 1 番、2 番、13 番については、少し人口減少対策と絡めて考えてますので、いつまでについていうことは明言できないというのは十分理解できますが、少し前向きに考えていただきたいと思います。

先ほども言いましたが、私は今回の佐賀地域の事前復興まちづくり計画は、来るべき南海トラフ巨大地震に備え、被災後の復興について事前に住民とワークショップ形式で協議して策定したことが非常に意義のあることだと思っております。

また、その作成過程において、現在の佐賀地域の課題も浮き彫りになってまいりました。働き盛り、子育て中の 30 代、40 代の若者が津波で浸水しない高台を求めて、町外に転出していく。そのことが町の活力をむしろ、人口減少に拍車をかける一つの要因になっているのではないかと危惧（きぐ）致します。

佐賀地域の事前復興まちづくり計画が絵に描いた餅にならないよう、作成過程で浮き彫りになった佐賀地域の課題克服に向け、有利な補助事業の導入による財源確保を図りながらですね、住民の目に見える形で前に進めていただくことをお願いして、1 番の質問を終わります。

2 番に移ります。

佐賀地域 13 地区の説明会、ワークショップを行う中で、出席者の方から大方地域はどうなっているかという質問がありました。執行部から、佐賀地域を先に行い、それが終われば大方地域に着手するとの説明がされました。

佐賀地域の事前復興計画は、私が間違っていなければ、令和 4 年度から 6 年度までの 3 カ年をかけて作成されたと思います。しかし、佐賀地域の作成後 2 年近くが経過した令和 8 年度、今年度ですね、の当初予算には大方地域の計画策定に係る予算は計上されておりませんでした。

佐賀地域のときの知見を生かして、計画を自前、直営ですね、で作るのかと思いきや、そうではないということであります。現時点で、私のところに大方地域の方から、計画策定に着手されていないことに対する不満や不安は寄せられてはおりませんが、計画策定を待ち望んでいる方は多いのではないかと思います。

そのことを踏まえて、カッコ 2 番の質問を行います。

通告書を読みます。佐賀地域の計画が作成されれば大方地域に着手すると聞いていたが、まだ着手されていないようである。大方地域の計画を今後どのように進めていくのか、としております。

答弁をお願い致します。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（宮川智明君）

青木議員の一般質問、事前復興まちづくり計画についてのカッコ 2、大方地域の計画についてお答えを致します。

令和 6 年度末に佐賀地域の事前復興まちづくり計画を策定しており、昨年度より当該計画の実行性を内部検討している状況でございます。また、昨年度末には高知県より南海トラフ巨大地震の新たな被害想定が発表されたことに伴い、本年度からは既に策定された各種の計画の見直しを行っております。

後の復興の妨げにならないことを最重視をし、初動マニュアル、業務継続計画、応急期機能配置計画など、あらゆる目線で精査をするとともに、計画そのものの実効性を高めることを目的に作業を行うこととしております。

事前復興まちづくり計画は、こうした計画との親和性が非常に高く重複記載となる項目も大変多くございますので、町としてはまず、こちらの作業を最優先で取り組むことにしております。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

今は事前準備の段階、内部検討をされている段階だということでしょうか。

事前復興まちづくり計画は、被災後に 100 パーセント計画どおりにならないこともあるとは思いますが。作成後の社会情勢の変化により、見直しも必要になってくることもあるでしょう。

しかし、先ほども言いましたが、事前に住民同士が自分たちの住んでいる地域や町の将来、復興について考える大きな機会になると思っております。事実、佐賀地域のときもそうでありました。ぜひ、大方地域の計画も可能な限り早期に着手していただいて、住民の不安を少しでも解消していただいて、今後のまちづくりに生かしてもらいたいと思います。

最後に、町長に質問致します。

今回、私は、事前復興まちづくり計画について質問を致しました。町長は就任後、1 年余りで東日本大震災が発生し、自らも被災地に出向いて、災害の現状とその後の復興状況について視察、研究されております。その 1 年後、内閣府から 34.4 メートルの津波想定が示されましたが、東日本大震災のときに学んだ成果をいち早く本町で実践し、一人の犠牲者も出さないという強い信念の下、防災の町、黒潮町をつくり上げました。このことは、私だけではなく多くの町民の方、また、県民、国民の方がそのように思っているのではないかと思います。

その防災の町、黒潮町のトップとして、今回、私が質問した佐賀地域の事前復興まちづくり計画の事前着手について、また、大方地域の計画を今後どのように進めていくのか。

先ほど課長から答弁はいただいておりますが、町長自らの言葉で、その思いをお聞かせください。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

まずですね、事前復興まちづくり計画を自分たちはどう捉えているのか。一番やっぱり留意しなければならないものですね、作って作りっ放しにならないこと。つまり、実行性の高い計画をすることが一番、最も重要でございます。

従いまして、せっかく佐賀で作りましたので計画を、それをもう少し深掘りしてですね、復興まちづくり計画とはこういうことであるという絵姿まで自分たちが深く理解をすることが、まず第一歩でございます。その理解を深める過程においてですね、事前に着手ができるものは必ず抽出されてきますので、あとはもう財政と相談しながら、どこから優先的に進めていくことができるのかという判断を行っていくと、このようになります。

それから、大方地域の事前復興まちづくり計画の策定についてでございますけれども、これも申し上げましたように作って作りっ放しにならないように、今作っている佐賀の計画を深掘りすることで、次に大方で計画策定をするときにきちんとした実効性の高いものになる。そのスキルをまずかちっと用意することが大変重要だと思っています。

いずれにしても、東日本の事例から鑑みてみますと、事前に復興の絵が描けていないことが、いかに復興を妨げるか。あるいは、その復興がまだ完了と言うには少し時期尚早だと思いますけれども、一定こうハード整備が終了した段階でですね、必ずしもこうではなかったというような細かい、細部の事例というのはたくさんございます。従いまして、そうならないように手前で事前に復興の青写真を書いておくということは、大変重要でございますけれども、繰り返しになりますが、それが作って作りっ放しにならないと、これが大変重要でございます。

それからもう一点、自分たちが留意しているのは、これ課長の答弁にもございましたが、事前の復興まちづくり計画はその計画単独で存在するものではなくて、さまざまな計画と関連性がございます。就任直後から申し上げてきた応急期の機能配置計画の見直し、こちらはもう非常に関連する計画となっておりまして、こちらの方も併せて進めていく必要がございます。

加えて今後ですね、国から、先ほど前質問者の宮地議員のときに少し触れましたが、災害対策基本法に2つの理念が追加されると申し上げました。1つはご紹介したとおりです。もう1つはですね、科学的知見に基づいた予測と評価ということが加えられるようになっていきます。これ何を意味するかというと、何が起こるかのシミュレーションをやって、それに対応するリソースが地元にあるのかどうなのか。これ防災●●の中の、方針の中の文言を借りますと、弱部のあぶり出しということになってございまして、自分たちはその弱部のあぶり出しの指示が出る前から、脆弱性の評価というのをかけてございます。こういった細部をしっかりと積み上げることと、それから大きな絵を描くことを同時に進めていかないと、作って作りっ放しの計画になりますので、そこらへんの策定プロセスをきっちり自分たちが深く理解していないと、実効性の高いものにはならないと思っております。

従いまして、少しお時間はかかりますけれども、実効性の高い計画を組むための必要な期間だとしてご理解いただければ、自分たちの本意が伝わるのではないかなと思います。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

町長が今言ってくれましたけれども、作りっ放しにならない。作って作りっ放しにならないというのは、私が冒頭で言いました、絵に描いた餅というようなことと似たところがあるのかなというふうに思います。

そんなに、私の思いと町長の思いにそんな違いはありませんので、なるべく早期の実現をお願いします。

最後に、佐賀地域にはまだ高台への宅地造成を望む声は根強くあります。佐賀地域 13 地区の区長さんから提出された要望書の思い、また大方地域にお住まいの皆さんの思いに、もう一度寄り添っていただいて、繰り返しますが、絵に描いた餅にならないよう、より実効性のある事前復興まちづくり計画を作っていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（中島一郎君）

これで、青木浩明君の一般質問を終わります。

次の質問者、宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

では、通告書に基づきまして一般質問を行います。

今回は 2 つの質問をしております。

まず、第 1 問目の、海の環境保全についてでございます。

この質問は、今から 10 年ほど前でございますが、平成 28 年の 12 月にほぼ同様の内容で質問をしております。

私個人の話になりますが、黒潮町で生まれて黒潮町で育ってですね、主に黒潮町で生活をして今に至っております。小さいときからといいますか釣りも大好きで、川釣りに始まって海釣り、磯遊びなどもして、今に至っております。そういったことで、海の環境というものについても自分なりに、何言いますか海の環境がいか悪いかということになると悪い方向へ、私の小さいときからは変わってきているように感じているということもありましての質問です。

では、通告書を読み上げます。

1 番の海の環境保全について。

近年、県下的にシラス漁が不漁と聞きます。一方、近年、沿岸域の藻場の減少は著しいものがあり、漁業や海の環境に多大な影響を与えており、当町内でも、カジメなどの生育が見られなくなった場所も多くあります。

こういった状況下、以下を伺うとしております。

まず、カッコ 1 としまして、本町という言葉にしなければならないところ当町となっておりますが、当町の沿岸域における課題とその原因は。

また、その対策はとしております。

答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員のカッコ 1、当町の沿岸域における課題とその原因は。また、その対策はのご質問にお答えします。

町内沿岸域における漁業を取り巻く課題につきましては、議員ご質問にございます海の環境変化におきまして、まずは海水温の上昇が挙げられます。

世界的な気候変動による気温の上昇を含め、平成29年8月より昨年4月まで続いた黒潮海流における大蛇行などを一つの要因とし、近年、町内沿岸海域における魚種の変化や、魚の分布が北上するなど、さまざまな変化が表れております。

この海水温の上昇につきましては、漁業資源や沿岸環境に幅広い影響を及ぼすと考えられており、全国的にも重要な課題となっております。

当町におきましても、海水温の上昇による漁獲資源の分布変化や養殖業環境などへの影響が懸念されており、具体的には、魚種生息域が北上し、伝統的漁場での漁獲量が減少する傾向や、稚魚や卵の生存率低下による資源の減少、さらには海藻類の減少、天敵となるウニの異常発生など、沿岸漁業全体においてさまざまなリスクが生じております。

このため、当町では、高知県を含め各関係機関や地元漁業者と連携しながら、海水温データの徴取や水質検査の実施など、沿岸海域における漁場環境の把握に努めるとともに、引き続き、アマダイなど種苗放流による海洋資源の増殖や藻場再生事業含め、町内漁場環境保全の取り組みについて進めております。

今後とも海洋環境の変化を注視しながら、関係機関との連携を強化し、持続可能な沿岸漁業の維持、発展に向けた課題解消に向けて、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

漁業関係だと思いますが、海洋森林課長の答弁をいただきました。

先ほど私、10年前に同様の質問をしたということで申し上げましたが、当時のやつでは住民課長の方より水質環境とかいった問題で答弁をいただいておりますが、この関係の答弁はいただけないのでしょうか。

議長（中島一郎君）

暫時休憩します。

休 憩 11 時 15 分

再 開 11 時 15 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

ちょっと私の答弁の捉え方がちょっと間違っていたようで、失礼しました。

再質問になりますが、前回10年前の同じ内容の質問では、環境面ですね。

例えば、前回の質問では、質問の中に水質汚染やプラスチックごみなどの、海の生態系に大きな影響を及ぼしているといったような文言がありましたんで、そういった関係の答弁もいただきたいと思うのですが。

よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮川議員の再質問にお答えさせていただきます。

沿岸域の環境というお話でお答えさせていただきます。

まず、漂着ごみに関してでございます。

現状と対策について。

台風や豪雨の影響による流木やプラスチックごみが町内各海岸に漂着しておる状況は、10年前の答弁と同じく変わっておりません。

それに対する対応の状況と致しましては、入野海岸、浮鞭海岸は海岸施設管理者が高知県であるため、漂着物の撤去については、幡多土木事務所に対して要望等を継続しております。

町管理の海岸につきましては、町の予算の範囲内で処分の対応を行っております。

また、海岸清掃におかれましては、各ボランティアの皆さまの親切なご協力のもと、定期的な実施を行っているところでございます。

また、海洋環境の原因となるごみの発生抑制の観点から3Rの推進をですね、基本的な取り組みとして周知していく必要があると考えており、広報等で周知しているところでございます。

引き続き、海岸を有する自治体のみならず河川上流自治体も含めた広域的な連携、協議の必要性を認識しております。関係機関との連携を、引き続き深めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

今の答弁の中にですね、以前の答弁と比較するといったらちょっと酷かもしれませんが、海の水質について、水質ですね。海の水質の状況についての答弁がなかったと思いますが、その点についての答弁を伺います。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮川議員の再質問に答弁させていただきます。

海の水質における定量的なデータというのを私、現在持ち合わせておりませんので、対応としてのお話にさせていただきます。

生活排水等がですね、河川含め海洋の水質悪化の原因となっているということは周知の事実でございます。そういった汚れの原因となるものの多くが生活排水によるものとされており、引き続き対策が必要な重要課題と認識しております。こちらにつきましては、合併浄化槽設置補助事業を継続しており、まず、家庭の污水処理等の対応をしております。

また、EM菌等の環境浄化微生物を活用した水質浄化活動を住民の皆さまに実施していただいております。

こういった河川につきましては、汚染度の把握を水質検査によって把握しているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

今回のこの通告書で、私の書き方がちょっと文言が足らなかったなあという、今になって思えば反省しておりますが。

先ほど申しましたように、水質汚染やプラスチックごみというような文言が一言あれば、もう少しスムーズ

に動いていたのかなあというふうに反省しております。また、そういったことで答弁される方にもご迷惑を掛けたのではないかと反省しております。申しわけありません。

今、ちょっと触れていただきました環境浄化微生物の普及という言葉があったかと思うんですが、その点につきましては、10年前の質問というか議会だよりも載ってますが、ぼかし作りの講習会とかいったものを毎年開催しておりました。

そういったものが、コロナのショックによりまして一気に冷え込んだといいますか活動が停止をして、以後、コロナが5類になってからも停止したままとなっております。

こういったことについての考えをお聞きます。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮川議員の再質問にお答えさせていただきます。

昨年12月議会でも前任の宮川課長が答弁さしていただきましたとおり、町と致しましても今皆さまがやっていただいております環境浄化微生物の取り組みについては大変心強く受け止めておるところではございます。

しかしながら、講習会の実施などの具体的な活動支援につきましては、現時点で検討は行っておりません。

ただ、各種団体の皆さまにおかれましても、ぜひ継続的に活動いただいておりますので、我々としても情報発信や情報共有に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

私も環境浄化微生物の普及いいですか、そういったことの端くれといいますか、ちょっと足を踏み込んでおりますが、そういった実際活動を町内でされよう方から言いますと、やっぱり行政が講習会とかいった、講演会じゃなくて講習会ですね。の開催は、住民への周知いいですか意識付けに大きな力を持っているというふうに捉えておりますし、住民の方からも、そういう講習会の開催はもうないのかといった声も聞かれますので、ぜひこういった活動は海の水質の保全にも大きく寄与するものだと思っておりますので、再開してほしいと思いますが。

考えをお聞かせください。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

講習会におかれましては、各種団体の皆さまが主体的かつ継続的に活動していただいているものと理解しております。

先ほど答弁にもございましたとおり、そういったところに現時点で具体的な活動支援っていうのは検討しておるところではございませんが、後方支援というような感じで、情報発信とか情報共有っていったところではご支援をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

今の答弁をお聞きますと、町内のそういった活動をされている団体の計画で講習会などが動いてきていったというふうに聞こえるのですが、以前は町の主催で、年に2回いいですか大方地区と佐賀地区で開催をしておりました。

町の主催で開催がなかった折には、そういう活動されている方が主催してやったこともあったように記憶していますが、その点の再開はどう考えてるかの質問です。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

宮川議員の再質問にお答えさせていただきます。

以前は県外への講習会等バスなどでご支援をさせていただいたということは、経緯として伺っております。

主催というところに関しては、申しわけございません、私が認識をしておりますませんでして、あくまで主体的に活動している団体の皆さまの活動というふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

環境政策室長におかれましては、今年の4月からということでもまだ2カ月もたっていない状況で、ちょっと当時の10年前のことをいろいろ聞かれても大変だと思いますが。

ちょっとこの話を冒頭からご存じなのは町長だと思うんで、町長からも当然取り組むべき課題という答弁をいただいておりますので、もう少し町としてその活動に携わるいうか、講習会の開催などについてもどういうふうに考えているかお聞きしたいのですが。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

この●も、自分の方からも答弁をさせていただいた経緯がございまして。

まずですね、今の水質調査に向けて活動いただいている団体の皆さまのその活動の価値といいますか、自分たちの評価は2つございまして、1つは直接的に水質浄化に寄与いただいているということでございまして、当たり前の事業効果でございまして、そちらの方も大変心強く思っているところでございますが。

もう一つは、事業実施に向けて主体性を持って取り組んでいただいている活動そのものへの評価ということも併せて、自分たちは心強く思っているところです。

従いまして、行政がどこまで主体的に関与していくかというのはもう少しさじ加減が必要かと思っておりますけれども、実際に町内の水質環境の改善に向けてご努力いただいている組織でございますので、これからはしっかりと関係性を持って進めていきたいと思っております。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

町長からは、昨年12月の議会でしたかね、取り組んでいる団体の方とお話をまずはしたいという答弁をいただいておりますので、そういったこともなるべく早く進めていただきたいと思います。

再質問を続けますが。

海洋森林課長の答弁の中で、アマダイの種苗放流という言葉もありましたけども、これを聞きまして一昨年、令和6年の夏にですね、山口県長門市の外海栽培漁業センターにて議員研修を行いました。この高級魚のアマダイというのはアカアマダイのことだと思うんですが、さらに高級魚のシロアマダイの稚魚の育成状況も視察しました。

その折にびっくりしたのは、なんとシロアマダイの稚魚の親ですね、親のシロアマダイが本町、黒潮町から外海栽培漁業センターに行っているとこの漁業センターの方からの依頼がありまして、親の魚が欲しいという依頼が黒潮町にあったとき素早い対応で用意をさせていただいて、その早さにびっくりしたというような話も聞きまして、すごく誇らしく感じたことも覚えております。

ちょっと余談が長くなりましたが、再質問です。

通告書にですね、概況として近年、県下的にシラス漁が不漁と聞くと書きました。

県内や本町のシラス漁の近年の水揚げ状況、また、その減少の主な要因、加えて本町の操業状況をお聞きしたいと思います。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

高知県内のシラスパッチ網漁につきましては、令和元年度の水揚げ数量2,702トンに対しまして、昨年中の実績数量は1,000トン程度となっております。およそ4割の漁獲量となっております。

当町における水揚げの実績につきましても、同じく令和元年度の水揚げ数量115トンに対しまして昨年中の実績数量は25トンとなっており、およそ2割の漁獲量となっております。

続きまして、シラス自体がですね、漁獲量の減少についてということですが、主な要因としましては、海水温の上昇、まず海水温の上昇に伴うカタクチイワシなどの分布の変化や産卵環境の変化、あるいは、やはり海水温における稚魚の生存率の低下などが指摘されております。

また、餌となるプランクトンの減少など、海洋環境そのものの変化により生育に影響が生じている可能性も指摘されております。そのような形で捉えております。

あと一つ、シラスパッチ網漁の現状につきましてはですね、現在7隻が操業しており、田野浦地区がうち2隻、入野地区が5隻というふうに伺っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

シラス漁の漁獲高の減少ということで、その要因の一つとして、餌のプランクトンの減少という言葉もありました。こういったところに先ほどの、何言いますか水質の汚染といったものも関係しているのかなあという

ふうにも考えます。

続いてですね、最近の町内漁港における水揚げ量の推移など、分かる範囲でお聞きします。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

昨年、令和7年における町内漁港の水揚げ実績につきましては、令和6年と比較しまして、水揚げ量は2,636トン、前年対比で92.3パーセント、金額におきまして9億1,580万円、前年対比で95.8パーセントという状況になっております。

なお、本年の水揚げにつきましては、4月末までのデータとなりますが、全体としましてはおおむね昨年と同様の数量ならびに金額で推移していると捉えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

令和6年度と比較して、昨年度は若干下がっているというような状況だとお聞きしました。

続きまして、漁業を取り巻く環境変化の課題として1番目に挙げたのは海水温の上昇とのことでございましたが、これに対する対策をお聞きしたいと思います。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

地球温暖化対策に関連する水産分野の施策と致しましては、県の脱炭素社会アクションプランに基づき、漁船への省エネエンジンなどの設備の導入支援や漁港施設における照明施設、そういったところの省エネルギーを進めております。

また、それぞれ海水温等の変化の元となる海流等の変化、これを迅速に把握するため、漁業情報システムの利用促進、こういったところにも取り組んでおります。

さらにこれに加え、町が進める脱炭素関連事業とも連携を取りながら、今後とも取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

どうも。

続きましてですね、今回の質問は海の環境保全をテーマとしております。

本町の沿岸海域や町内漁港の水質などのデータがありましたら、お聞かせ願います。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

水質の前に海水温の上昇につきましては、少し以前のデータではございますが、県の参考資料、こちらから読みますと、土佐清水沖合における昭和43年から令和4年までの8月の平均海水温は27.87度となっており、令和5年の8月になりますと28.54度となります。このデータから見ますと、昭和43年以降、観測データでは平均して現在1度上昇しているということが読み取れております。

また、水質につきましては、水産関係事業において、町内漁港での水質調査ならびに採泥の調査、こちらの方を実施しております。年に2回程度の実施となっております。

これまでの調査結果では、特に異常な数値等は確認をされております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

ありがとうございます。

ではカッコ2の、藻場再生については以前にも質問したが、その後の取り組み状況はとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員のカッコ2、藻場再生については以前にも質問したが、その後の取り組み状況はのご質問にお答えします。

議員ご質問における、黒潮町海域における藻場再生に向けた取り組み状況につきましては、平成22年度より田野浦沿岸海域において、地元漁場における藻場の保全、再生活動に取り組んでおり、本年度につきましても継続して事業を実施しております。

藻場につきましては、小魚や稚魚の生育、生息の場として重要な役割を担うとともに、二酸化炭素を吸収するなど多面的な機能を有していることから、町と致しましても大変重要な漁業施策の一つと認識をしております。

現在、田野浦海域約10ヘクタールにおいて、水産多面的機能発揮対策事業を活用し、地元漁業関係者24名の皆さまと保全活動に関する協定を締結の上、藻場の維持、再生に取り組んでおります。

具体的な活動内容としましては、カジメなど母藻の管理、ウニ類など食害生物の駆除、種苗の投入などを継続的に実施しており、関係者の皆さまのご尽力により、保全区域では現在も良好な藻場環境が維持され、一定の事業効果が確認をされております。

また、昨年度より浮津漁港海岸における新たな取り組みとしまして、過去より主にイセエビの魚礁に利用をしております鉄鋼スラグ製品を活用し、藻場造成の現地実証実験に取り組んでおります。

町と致しましても、関係企業や各研究機関との情報共有を図りながら、今後とも、町内他海域への展開、そういったところの可能性について調査、研究を進め、引き続き、藻場の保全、再生に向けた取り組みについて検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

田野浦沿岸海域で藻場の再生に取り組んでいただいているという話でございましたが。

この藻場が減少した原因ですかね、そういったものが分かれば教えてください。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

藻場の減少につきましては、当町のみならず全国的な課題となっております。

その要因としては、海水温の上昇や河川環境の変化、ウニ類など食害生物の増加などが複合的に影響し、磯焼けにつながるものと認識をしております。

町と致しましては、こういった状況を踏まえ、関係機関との情報共有を取り、藻場における再生に取り組んでおります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

どうもありがとうございます。

細切れで申しわけないのですが、ウニの駆除にも取り組んでいただいているとのことでしたが、駆除の実績が分かれば答弁願います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

藻場再生事業におけるウニ駆除の実績につきましては、直近のデータでは、令和 6 年度が駆除個数で 3 万 7,080 個、昨年、令和 7 年度が 4 万 1,770 個となっております。

なお、主なウニの種類はツマジロナガウニでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

最初の答弁で聞き漏らしているかもしれませんが、全体的な話としまして、海の環境の回復をどう図っていくのかということと、沿岸部における二酸化炭素吸収への取り組みについての考えをお聞きしたいと思います。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

先ほどの答弁と重なりますが、まずは現状の環境や藻場の状況を継続的に把握し、関係機関や漁業関係者の皆さまと連携しながら、今後の取り組みをしっかりと進めていくことが重要であるというふうに考えております。

具体的には、既存の藻場保全活動の継続に加え、食害生物の対策や造成技術の新たな活用など、そういったことも踏まえて、地域の実情に応じた多角的な対応策について検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

最初の答弁の中に、昨年度より浮津漁港海岸における新たな取り組みとして、鉄鋼スラグ製品を活用した取り組みもしているとのことでした。

内容をお聞きしたいと思います。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

鉄鋼スラグを用いた藻場造成に使用する 2 次製品等につきましては、鉄鉱石の熔融時に発生するスラグ、こういったものが鉄分となり、これに人工の腐植土を混合し、自然に戻る麻袋に入れた製品というふうになっております。

1 袋あたりは 25 キロ。この製品を海岸において、海岸における汀線の部分、そこに連続して埋設を行っていくものでございます。

効果としましては、海藻類に必要となる栄養素、これを海に供給し、海の貧栄養化状態、そういったところを助け浜の環境を改善していくというような形の製品となっており、5、6 年で自然に腐食し、最後は自然界に戻るような形となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

では 1 問目を終わしまして、2 問目の方へいきたいと思います。

この 2 問目につきましては、私が議員になった当時の私自身に与えられたいいいますか、友人からのいろいろ相談もあつたりして課題となっている件でございます。

では、通告書を読み上げます。

住環境改善に向けてとしておりまして、入野県立自然公園と境界を接する地区内にある住宅や畑については、公園内の樹木が大きく育ち過ぎ、日当たりなどの住環境が悪化しているとして、平成 24 年度当時に、浜の宮、新町、万行の 3 地区区長連名で支障木伐採の要望があり、翌年度、新町地区に接する支障木を伐採して、松原の再生として松の苗木が植えられました。

そのほかの地区につきましても、順次、同様の作業を行うとのことでしたが、以後は大きな動きが見られない状況が続いておりました。

昨年度は万行地区におきまして支障木伐採が行われたと聞いております。

この状況下、以下を問うとしております。

カッコ1としまして、地区からの要望や支障木伐採計画の現況はとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員のカッコ1、地区からの要望や支障木伐採計画の現況はのご質問にお答えします。

入野松原につきましては、国有林、県有林、町有林に分かれており、四万十森林管理署、幡多林業事務所、黒潮町において、それぞれの区域において保全管理を実施しております。

当該地区の現況としましては、防風、塩害対策を主とする保安林となっておりますが、多数の住家や倉庫、畑などが隣接しているため、現地での伐採管理作業が容易ではなく、その結果、樹木が大木化し、隣接する住家や農地作物への悪影響を及ぼしていることは承知しているところでございます。

議員ご質問における地元地区からの要望ならびに今後の伐採計画につきましては、町において開かれる入野松原保全推進協議会での全体会合を通じ、直接、具体的な要望箇所や管理の対策などについて、四万十森林管理署や高知県に対し、お伝えをしております。

本年度につきましても、現在、万行地区において実施しております支障木対策も含め、四万十森林管理署が要望箇所における支障木の伐採について、現地に即し、引き続き取り組みを進めていく計画であると伺っております。

町としまして、海岸林として必要とされる松原の役割を十分に果たし、広く地域住民の方々から親しまれる入野松原であり続けるよう、松原内の一斉清掃や松枯れ伐採後の跡地における松苗の植樹などしっかりと取り組み、地元住民参加型の事業を含め、今後とも並行して実施してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

通告書にも書いておりますように、平成24年度当時に、3地区の区長連名での支障木伐採の要望というものがありませんでした。それまでも、冒頭申し上げましたように私の友人から木を切ることはできんのやろかみたいな話がありましたけれども、地区要望がないとなかなか議員は動けませんので、この地区要望を受けまして早速一般質問を行いました。

その一般質問の結果ではないんですが、区長連名の要望書が出た関係で、国の方になるんですかね、動いていただきまして、現地調査を早速やるということで私も出向いております。

そのときに感じたのが、新町地区の住民の方が3名か4名だったと思いますが、その現地調査に同行しまして、そのおかげなのか、すぐ新町地区に隣接しているところの支障木が伐採されまして、マツが新たに松原の再生ということで植えたというふうに思っております。その折に、住民の力というのはすごいなというふうに私は感じたものでございました。

その新町のところが切られた後ですね、また引き続いて万行とか浜の宮も同じように切っていただくという

話だったと思いますので、そこのあたりの計画はどうなっているかというところをちょっと、どういう動きになっているかということをお聞きしたいのですが。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

今後の取り組みにつきましては、先ほども申しましたが、昨年度四万十森林管理署において、万行地区の国有林における支障木の伐採、こちらの方が実施をされております。

本年度以降4カ年にわたる実施計画に基づき、引き続き同個所の伐採をまずは進めていくということを伺っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

先ほど申しましたように、3 地区連名でまず要望があつて、それに基づいて新町地区で支障木の伐採があつて松が植えられた。その同じ動きが全地区にわたってやるというふうに私は認識しております。

例えば、浜の宮、今万行を取り組んでいただけるということで、その後、浜の宮地区も同じようなことになっていくというふうに私は思っております。

本町の事業計画で動くことではありませので、その間に立つ職員の方も大変だと思いますけども、そのあたりのところをもう少し掘り下げて答弁がいただけたらありがたいのですが。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

先ほども申しましたが、入野松原保全推進協議会、こちらを通じての要望内容につきましては、実際にはこの協議会前にそれぞれ行われる入野松原保存会、こういったところで関係者の会議におきまして入野地区の各区長さんによる松原の維持管理全般などのご意見も伺っております。そこで吸い上げた内容、そういったところを四万十森林管理署や幡多林業事務所にそれぞれ伝えていく。そういった流れとなっております。

引き続き、こういった協議会活動、あるいは地元要望の取りまとめを行い包括的な取り組みを伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

前向きな答弁だったと思いますけども、私の意識としまして先ほど申し上げましたようにですね、3 地区の区長連名で支障木の伐採要望があつて、それに基づいて動いてくれている。それから、3 地区の要望というものが1つの塊であつて、それが動いているというふうに私は取っていますけども、そういった考えでいいのかどうか教えてください。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

従来申しております地元からの3地区要望、こういったとこに基づいて現在、実際の計画が動いてるかとは、この場では少し私の方は答弁しかねるところはございます。

ただし、過去からの流れにおいて、できていないところとか、また、新たに緊急度が増した個所。例えば避難経路とか、そういったところも含めて森林管理署の方も十分にお話は聞いてくれますし、こちらの方からも伝えているところでございます。

そういったところで、今後の事業計画や緊急的な対応、そういったところをしっかりとお伝えし、また対応するような形で進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川君、残り時間2分弱になってますので。

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

じゃあ、ちょっと町長のお考えいいですか、決意的なところをちょっとお聞きしますが。

このやつは24年当時からの話ですので、町長のお考えがあると思うんですが、住民の生活環境ですね、そういった面でどういうふうに捉えられているかお聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

ご指摘のとおり、住民の皆さんは毎日のことでございますから、生活環境というのは。かなり長期間にわたって悪影響を及ぼすような環境下でお暮しいただくというのは、当然のことながら自分たちも本意ではございません。

従いまして、関係機関としっかりと連携を取りながら生活環境の改善に取り組んでまいりたいと思います。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

支障木を切って松原を再生ということで、松の木を植えるという行動いいですか事業は素晴らしいことだと思いますし、ぜひ、進めていってもらいたいと思います。

ちょっと私の考えからしたら時間がたち過ぎているんじゃないかなというふうに感じましたのでちょっとくどい言い方があったかもしれませんが、これからも立場が、ちょっと自分たちの事業ということではないんで立場がありますけれども、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいとお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 12 時 06 分

再 開 13 時 30 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

先日の台風 6 号とその数日後の豪雨により、町のあちらこちらでは倒木や歩道等への木々の垂れ下がりが気になる今日この頃です。ここ数年、地区によっては停電があったり、雨どいの破損等、住宅等への被害をもたらすような台風が少なかったことから、改めて台風の恐ろしさを感じました。

本日は通告書に基づき、2 つの項目について質問をします。

1 つ目、水道事業について質問します。

令和 8 年 3 月 12 日の黒潮町公式 LINE で、建設課水道係による水道事業についてのアンケート調査が流れてきました。

カッコ 1、この調査は 3 月 31 日が回答期限になっていましたが、得られた回答数や回答内容の集計結果について問います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（深木 誠君）

濱村議員の、アンケート調査の回答数、回答内容の集計結果についてお答えを致します。

本アンケートは、水道使用者の水道事業に関する意識や意向、満足度などを把握することを目的に実施致しました。

アンケート方法は、町内在住の水道使用者の中から 867 人を対象に実施し、そのうち 63 人から回答をいただきました。

アンケートの内容としまして、お住まいの地域、性別、年代、水道水の満足度、満足度の理由、水道水に求めること、水道料金、安定供給のための施策と料金の関係、その他、についてアンケートを行いました。集計結果としまして、水道水に対する満足度については、満足している、おおむね満足しているの割合が 75 パーセントと、比較的高い結果となっています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

867 件で 63 回答というお答えでした。満足度は 75 パーセントということで、比較的得られた回答の中の満足度は高い方ではないかというふうに思います。

デジタルを活用したアンケート調査は、経費の削減であったり回答の手軽さという、双方にとって都合のいい、今の時代に即したアンケートの方法かと思います。

しかし、この回答数を見ると、もともと発信した 867 人対象という人数も少ないとは思いますが、今後の水道事業に関して 63 名、住民の意見を全て聴取するということには弱い気が致します。かといって、誠心誠意回答してくださった 63 名の意見をないがしろにするわけにはいけません。そこで得られた回答は今後の水道

事業にきっちり生かしていただくとともに、やはりこれからそのアンケートを取るというとき、住民の意向を問うというときの集計の方法についてはやはり工夫が必要かと思いますので、その点は改善の余地があるかと思います。

LINE の登録者数を聞き取りしたところによると、全体で 2,400 から 500 登録があつて、そのうちの 600 とか 700 がブロックがかかっているということで、実質でもそんなに多くはない数です。しかも、町外の方も登録できるので、全ての LINE の登録をしているからといって全てが町民ということではないということが分かりますので、やはり集計に当たっては、もっと幅広く、少しでも多く住民の意見が取れるように工夫をしていただけたらと思いますが。

その回答内容、結果先ほど言っていただきましたけども、今後の水道事業にどのように反映していくかというのを、カッコ 2 で問います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（深木 誠君）

濱村議員の、アンケート調査の集計結果を今後どのように反映していくかについてお答えを致します。

今後も水道水における安全性および安定性を確保するため、施設等の計画的な維持管理を含めた適切な水道事業の運営に生かしていきたいと考えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

今後の水道事業において大きな課題は、水道管の老朽化や人口減少に伴う個人の負担増であると思います。

配布しています手元の資料のグラフで示しておりますように、上水道 20 立方メートル、県内の平均水道料金も年々増加をしております。オレンジ色の数値のところが県の平均の料金となっています。

黒潮町の方も、ここ 12 年分しか過去データが取れなかったんですが、このように推移をしております。黒潮町のみでなく全国的に同じ課題を抱えている状況なので、私たち住民もしっかり意識をしておかないといけないと思っていますが、それでも高知県はもともとの源水の水質が良好でコストが掛からず、全国に比べたら水道料金が安価なんだという評価がそこに合わせて載っておりまして、それでも、少しでも生活に影響がないようにというのは願っているところです。物価高騰、人口減少、地理的条件があるうちの町です。さまざまなマイナス要因が重なっている中で、前回改定、平成 30 年から 8 年が経過しておりますので、料金改定の時期も迫ってきていることは想定できることです。

そこをお願いしたいことは、グラフにすると明確ですが、他市町村の改定の際と比較してみると、料金改定の際の上がり幅が極端に大きいということが見えてきます。今後、料金改定がもしあるとしたら、緩やかな段階を踏んだ改定、そして低所得者や単身者、高齢世帯にやさしい料金区分の設定をお願いしたいと思っています。さらに言うなら、急きょ料金改定を行いますと広報するのではなくて、1 年くらいかけて情報提供するなど、住民への周知、理解については時間をかけていただきたいと思っています。

今後、水道審議会等で検討がなされていくと思いますが、住民の意見や思いを聴取する手段を工夫して、より多くの声を水道事業に反映させてほしいと願っておりますが、このようなことに対して、建設課として取り組み、工夫があれば、答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（深木 誠君）

濱村議員の再質問にお答えします。

濱村議員がおっしゃられるように今回のアンケート調査、アンケートの時期、●●、そして回収方法等は、今後工夫していきたいと考えております。

また、先ほど言われました今後の水道事業につきましても、今回のアンケート結果、また今後の審議会等により、今後適切な水道事業が運営を行えるように計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

水道審議会とともに、適正な水道事業の運営をお願いしたいと思います。

水道事業に関しては、質問を終わります。

続けて、2、脱炭素先行地域の取り組みについての質問に移ります。

黒潮町は令和3年6月1日にゼロカーボンシティ宣言を表明致しました。ちょうど5年が経過し、脱炭素のさまざまな取り組みの中で住民の意識も変容してきたと思います。

午前中の質問と重複する部分もありますが、答弁をよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

濱村議員の一般質問、通告書に従い答弁させていただきます。

カッコ1、先行地域事業の進捗（しんちょく）と取り組みの実績についてのご質問にお答えさせていただきます。

本町は令和5年4月に、環境省から脱炭素先行地域に選定されました。これは国が2050年カーボンニュートラル実現に向けて、地域特性に応じた取り組みを実現するモデル的な地域として当町が認定されたものでございます。本事業のタイトルは、再生可能エネルギーを活用したゼロカーボン防災型まちづくりであり、事前の津波防災対策で実施した戸別津波避難カルテ作成の経験とノウハウを生かし、脱炭素カルテを全世帯対象に作成するとともに、各家庭に合った省エネ、再エネ設備の導入を推進するものでございます。

現状まで、計画に基づき適宜計画変更を行いながら、おおむね順調に事業は進捗（しんちょく）していると認識しております。

具体的な実績を挙げましては、公共施設等への太陽光発電設備導入と致しまして、30施設3,066キロワット。公共施設等への蓄電池導入と致しまして、22施設590キロワットアワー。住民向け太陽光発電設備補助事業と致しまして、67.339キロワット。住民向け省エネ家電補助事業と致しまして、250件。このほか、全てのご家庭の皆さまにお会いできていない状況ではございますが、脱炭素カルテ作成のための戸別訪問を現在3巡目を実施しているなど、多面的に進展しているところでございます。

これらの取り組みにつきましては、昨年度の国の脱炭素先行地域評価委員会における中間評価における講評から、町と致しましても一定の成果が出ているものと認識しております。

今後、政府が進める内容に整合する形で、脱炭素先行地域事業計画および地球温暖化対策実行計画に定める目標達成に向け、町全体で取り組みを推進し、2050年カーボンニュートラルの実現と地域課題の解決を目指してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

先ほどの水道事業と重なるような部分もあるんですが、電気も私たちの生活にとっては大切なものです。

そこで、やはり午前中の答弁にもあったように、黒潮エナジーの電気の地産地消というところは住民も期待するところで、現在使っている電気よりも安価になれば、安くなるとなればメリットがあって、そちらに切り替える住民も増えてくるだろうというふうに私は思っております。なので、今準備が進んでいるとのことですので、従来の電気料金より安価になるような工夫や仕掛けがあるならば、そこを徹底的に研究して、取り組みに変えていってほしいなというふうに思います。これからのことだと思いますので。

あと、実績は先ほどの答弁で着実に積み上がっていると評価ができると思います。この取り組みの中で、地域課題の解決につながっているか、脱炭素の視点からということで、産業、福祉、防災につながっているかという次の評価は、もう最終、この事業が終わる9年度末ということになるのでしょうか。

その評価はどのような方法で行うか問います。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

濱村議員の再質問にお答え致します。

各分野における評価というものに関しましては、再エネ、省エネという、そのエネルギー部門における削減量であるとか、供給量であるところの数値的な評価というものは、環境省含めて今評価委員会の方で評価いただく流れになっております。

なので、防災面というところで特化したような指標というものは、今のところございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

計画や評価の詳細などはホームページ等にも上げてくださってますので、またそちらを追いながら、私たちもできることは取り組みを進めてまいりたいと思います。

カッコ2の質問に移ります。

省エネ家電設置補助金について、これまでも住民ニーズが高く、必要な補助制度であると考えています。

昨日受け付けが始まった補助事業でもありますが、今後の方向性を問います。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

それでは、濱村美香議員の一般質問カッコ2、省エネ家電設置補助金の今後の方向性についてのご質問にお答えをさせていただきます。

省エネ家電設置補助金につきましては、黒潮町が進める脱炭素先行地域事業の一つとして、国の有利な交付金を活用し、令和6年度より実施しております。この補助金は、住民の皆さまが行う省エネ家電設置に係る経費の一部を補助することにより、町内で利用されるエネルギー効率を向上させ、CO2などの温室効果ガスの排出を抑制し、ゼロカーボンに向けた取り組みを推進することを目的としております。住民の皆さまはもちろん、町内設置事業者の皆さまにとっても、お仕事につながるなど、地域経済の活性化にも寄与する事業であると認識しております。

計画期間で533件、削減量、年間17万9,692キロワットアワーを計画している中、令和7年度末までに250件、削減量、年間9万2,525キロワットアワーの実績となっております。本年度も、昨日から申請受け付けを開始しているところでございます。

議員ご質問のとおり、住民ニーズが非常に高い事業であり、今後も多くの申請が見込まれることから、順調に計画は推移するものと見込んでおります。

今後の方向性と致しましては、まず、当初の目的を達成する見込みであることから、省エネ家電設置補助事業に関しては脱炭素先行地域事業と連動して終了する見込みとなっております。しかしながら、ご質問のとおり大変高いニーズをいただいている事業でございますので、継続可能性を模索するために、国や県、そのほかの財政支援等について情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

ニーズが高く、終了が少し前倒しになりそうな状況ではありますが、この補助を実施してきた中で課題や改善点はありましたか。

問います。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

濱村議員の再質問にお答え致します。

事業自体の改善点というよりも、まず我々のその周知にですね、多少の問題があったかなと思っております。

どうしても財源の枠があるものに対して、皆さまに高いニーズをいただいているものになりますので、きちんとした周知をすることが、皆さまへの補助金に対する信頼度にもつながるかと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

補助率が3分の2という補助制度はなかなか、県下見ても見当たりません。なので住民にとってはとても、経済と、そして環境に優しい家電が設置できる良い機会だったというふうに思います。

私の中では、さっき室長の方もおっしゃいましたけども、周知の面で町の電気屋さんにつながっていればそういう情報も早くにキャッチできたかと思うんですが、電気屋さんや日頃かかわりのない世帯等については、どうしても情報が行き届きにくかった、出遅れてしまったという課題があるかもしれません。そして、ニーズ

が高いので前倒しをして予算を取った分、終わりも早まるかもしれないという状況の中で、やはり今後こういうことがあれば、もう少し周知に工夫が必要だったかなというふうに思います。

訪問員さんと出会えるのは昼間自宅にいる人のみということで、なかなかそこも無理もないところで、平日仕事に出たら平日しか訪問がない人には出会えない、訪問の方に会えないということもあるので。何らかこう、もう少しスローなペースでといいますか、どうしても人気が高かったので、スピード感があり過ぎてなかなか行き届かなかったというところはあるかもしれませんが、ほかへの切り換え等もあって、この環境を考える対策が終わりということではないと思いますので、この事業が終わったとしても引き続き何らかの制度は活用して、ゼロカーボンに向けた取り組みは続けていただきたいなというふうに思っています。

この脱炭素の取り組みは、省エネ家電への切り換え、太陽光の設置や蓄電池の設置のみがその取り組みではありません。日々、これらに関係していない、設置にかかわらなかった住民の一人一人も、それぞれにゼロカーボンを意識して同じ方向を向かなければ、前進しない取り組みだと思っています。

資料の裏面にある、デコ活という言葉を黒潮町のホームページで見つけて知りました。各家庭で二酸化炭素の排出量を減らす小さな取り組みが具体的に示されています。宮川前室長もあつたかふれあいセンターで出前講座などを開催して、デコ活の普及に努めてくれていたようです。

現在、あつたかふれあいセンターは、10年前に比べ集う高齢者の数も減りました。本来、あつたかふれあいセンターは高齢者のみが集う場所ではありません。あつたかの学ぶという機能や、地域支援という機能を活用して、夏休みに親子でデコ活を学ぼうという集いをしたり、集いに合わせて地域の方々に声掛けをして、脱炭素の取り組みを学ぶ場として、地域のあつたかの拠点を有効活用したらいいのではないかなというふうに思っています。

幸いなことに、うちの町は小学校区に1つずつあつたかの拠点が 있습니다。なので、夏休みや冬休み、そういうときを活用して、学ぶ場はもう溢れるほどに用意されていると思います。なのでそういうことも活用して、省エネ家電のみに目が向くのではなくて、日々の生活の中でも、デコ活があるよということを広く周知して、小さい子どもたちの方が吸収も早いです。一度叩き込まれたことがずっと、大人になっても癖づいて残ってくることだと思います。それが2050年に向けての緩やかな取り組みというふうに、私は思います。骨が折れることかもしれませんが、そういうところにこそ大事な宝が隠れているような気がしますので、地道な取り組みも継続で行っていただきたいというふうに思います。

どうしてもこの今回、どこまで補助金が拡大していくかちょっと分からないんですけども、今後の状況まだ日数も残っておりますし。どうしてもそこにばかり目が行くと、脱炭素先行地域が補助金先行地域みたいになって、黒潮町はお金が3分の2出ると、みたいなことばかりが先走るんですけど、本来の目的をうやむやにしないような、こういう理念の下にやっているっていうところをしっかりと繰り返し繰り返し住民とやりとりしながら、その意識を持たせていただきたいと思うんですね。

何で子どもたちかっていうと、この事業の計画目標の中の一つに持続可能なまちづくりというところがあって、児童生徒への環境、教育、学習とあるので、その取り組みにつなげていけるのではないかなというふうに思っています。その取り組みが最新版の評価を見ると0になっていたんで、今後最終年度までに2回というふうになっていたんですが、もっともっと回数は増やしていけるんじゃないかなというふうに思いますので、そこは環境政策室だけでなく、教育委員会とも福祉とも絡めて、そこは取り組んでいけるところかなというふうに思っています。

このデコ活の普及についてもぜひお願いしたいのですが、室長、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（中屋力信君）

濱村議員の再質問にお答え致します。

まず、あったかやサロンなどへの環境講演等につながるものに関しましては、午前中の宮地議員への答弁でもお答え致しましたとおり、私も宮川課長の引き継ぎをして、しっかりと続けていきたいと思っております。また、その中でですね、デコ活に関しましてはですね、補助金に限らない環境活動というところで非常に重要な取り組みだと考えております。もう単純に、シャワーを使うときに流しっ放しにしないであるとかですね、照明をちょっと落とすとかですね、そういう簡単なところから取り組むべきものと考えておりますので、そこらへんはしっかりと、そういった活動の中で皆さまにお伝えしていけたらと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

脱炭素先行地域の取り組みがしっかり定着して、この取り組みが制度補助事業や、その制度が形を変えたとしても継続できるような情報提供、やりとりをこれからも継続でよろしくお願い致します。以上です。

今回は水道と電気、私たちの暮らしになくてはならない事業について質問を致しました。

物価高騰に歯どめのかからない社会情勢の中で、少しでも住民の負担が増えない施策、欲を言えば、総合的、将来的には負担軽減となるような施策を共に考えていけたらと思っております。

少し時間を残して、CO2 削減になったかと思います。

以上で、私から質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。

次の質問者、山本久夫君。

12 番（山本久夫君）

1 点だけお聞きします。水道事業でございます。

このことにつきまして、初日に町長から行政報告がありました。やっぱりそれだけ施設的にも大きいし、お金も高かったと。投資をかなりしましたんで、今後の稼働というか、こういうことがうんと大事になってくると思いますんで、ちょっとお聞きしたいと思います。

4 月から稼働し始めた頃、急速ろ過装置についてですが、今は問題なくいっているということをお聞きしていますけど。より良い水質の水道水を地域に配るということが大前提で、かなり老朽化もしていたということで、思い切って投資をしたわけですが。

完成後ですね、基本的にも問題なく稼働しているかどうかいう、一度お聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（深木 誠君）

山本議員の、新設した急速ろ過装置の稼働状況について、お答え致します。

上川口浄水場は、水質の向上を目的とした施設として、令和 4 年度から変更認可の申請および有識者との協議を行い、令和 5 年度より測量設計委託業務の実施および、起業地の買収。令和 6 年度から本体工事に着手し、令和 7 年度末に完成致しました。

本施設は、上川口配水池に隣接する形で建設し、ろ過原水槽 1 基、逆洗水槽 1 基、急速ろ過機 4 基、施設の管理棟などから構成され、浄水能力は計画給水量 1 日当たり最大 2,985 立方メートルを有しています。

施設の稼働状況につきましては、今年 4 月 8 日に供用を開始致しました。

供用開始以降、こんにちまで問題なく順調に稼働しております。

浄水後の水につきましても、基準値内の水質が確保できている状況であり、水質の向上が図られております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

12 番（山本久夫君）

水質の基準というのは、これを開設する前から良うないと困るわけですから、より良い水質になったということと理解しておきます。

それで、今後の維持管理ですが、これは直営ですか委託ですか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（深木 誠君）

再質問にお答え致します。

今後の維持管理ですが、基本的には水道係にて運用を行っております。ですので、直営ということです。

自家用発電機を設置しているため、法定の自家用発電機工作物の保安管理を四国電気保安協会に委託しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

12 番（山本久夫君）

直営で維持管理するということは、施設のつか設備的にそのメンテナンスも含めて、さほど複雑ではないというように判断していいわけですか。

ろ過装置ですから必ず、大体考えるにフィルターがあつたり、その交換があつたりとか出てくると思うんですが、そういうことは直営でできるという判断ですか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（深木 誠君）

再質問にお答えさせていただきます。

機械の方で逆洗水槽というものがあつて、そちらの方で定期的にろ過をしておりますので、基本的には、機械がまず維持管理。機械の中で維持管理してまして、それ以外は直営で維持管理している状況でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

12 番（山本久夫君）

要は、ちょっと機械が複雑であつたりする場合に、何かあつた場合に修理するとかそういう、すぐ稼働しな

いといかんと。自家発電が付いちゅうことやから、電気が止まったらそれで稼働はしてくれると思うんやけど、施設のどこか問題があったときに、やっぱりちょっと専門やないと分からないとかね。そういう場合があるから、そういうときにうんと時間のロスが出るわけですよ。直営と委託は。そういうところがあるもので、そのへんが直営で十分クリアできるという話であれば、直営が一番お金が掛からないわけですからそれでいいと思うんでね、そのへんを十分気を付けていってほしいということ。

それと、最後です。今から台風時期で梅雨時期にもなります。突発的に大雨も降るということも考えられるし、また機械自体も新しいし、そのへんがあるのでちょっとの期間だけ、ちょっと係としても注視をしてもらってですね、何か間違いがないような状態がおけるようなね、そういう維持をできるような環境にちょっと気配りをしてもらいたいなあとと思いますんで、そのへんをよろしくお願いします。

以上です。

議長（中島一郎君）

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 14 時 05 分

再 開 14 時 33 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）から、議案第10号、令和8年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、吉尾昌樹君。

総務教育常任委員長（吉尾昌樹君）

それでは、令和8年6月議会の総務教育常任委員会の委員長報告を致します。

本委員会に付託を受けました議案は、専決処分による条例改正2件、条例改正1件、専決処分による補正予算1件、補正予算1件、計5件について、その審査の経過ならびに結果を報告致します。

本委員会は、副町長、担当課長等出席のもと、6月5日午前10時30分から午前11時5分まで開催し、慎重に審査致しました結果、付託されました議案について、全会一致で可決、承認すべきものと決しました。

これより、審査の過程について議論されました主な事項についてのみ、その概要を申し上げます。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）は、地方税法の改正により4月1日から軽自動車税の環境性能割が廃止になったことによる税条例の改正です。

委員より、改正による町の税収減について、その額と減額分の対応について質疑があり、執行部より、減額は約300万円で、減額分は当面の間、国より補填（ほてん）があると説明がありました。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）は、地方税法施行令の改正による国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額の引き上げと、子ども・子育て支援納付金の課税額の上限を3万円に定めるための条例改正です。

議案第3号、黒潮町税条例の一部を改正する条例については、地方税法の改正により、固定資産税や町民税の課税に変更が生じることによる条例改正です。

固定資産税においては、近年の物価上昇により、家屋と償却資産について免税点が引き上げになると説明が

ありました。

議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（令和8年度黒潮町一般会計補正予算）は、歳入の一部が当委員会に付託されましたが、特に報告すべき質疑等はありませんでした。

議案第9号、令和8年度黒潮町一般会計補正予算については、13ページ、2款1項11目、情報化推進費、地域診療情報連携システム改修委託231万円はマイナ保険証のみで、保険資格に加えて、医療費助成の受給資格をオンラインで確認できるようにするためのシステム改修です。

財源は、国庫支出金が2分の1、基金繰入金が2分の1と説明がありました。

以上、総務教育常任委員会の報告を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、矢野依伸君。

産業建設厚生常任委員長（矢野依伸君）

それでは、産業建設厚生常任委員会の委員長報告を行います。

本委員会に付託を受けた議案は、条例の一部改正4件、専決処分1件、補正予算2件の計7件で、6月5日、町長ならびに担当課長出席のもと、説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査結果は配付の審査報告書に記載のとおりで、全議案とも全会一致で可決、承認するものでありますので、ご参照をお願い致します。

審査の過程において議論されました主な事項、また追加の補足説明があった点について、その概要を報告を致します。

まず、議案第4号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例については、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律がこの6月14日に施行されることによって、マイナンバー機能を持つ特定在留カード、または特定特別永住者証明書が申請交付されることとなったため、印鑑証明書の窓口交付時の提示、コンビニ交付の際に利用するものとして条例に追加規定するものであります。

委員から、一体化したカードの発行の趣旨はとの質疑に対して、現在、特定在留カードまたは特定特別永住者証明書とマイナンバーカードの2つを持参しなければならないが、一体化することで利便性を図るものであるとの説明がありました。

議案第5号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例については、これは、令和7年3月31日公布の地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律によって、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられており、これに関連し、介護保険法施行令の一部を改正する政令がこの4月1日付で施行をされております。

このことから、被保険者が不利益とならないよう保険料を減免するため、前年度非課税者に係る特例減免を行うために条例の一部改正をするものでございます。

なお、令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免は、システムにより一括して減免を行えるようにするため、個別の申請は必要がないよう規定をしております。

委員からは、特段の質疑はありませんでした。

議案第6号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例については、地方公営企業法第7条で、地方公営企業の業務を施行させるために管理者を置くことと規定されているが、ただし書きで、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かない場合は、同法第8条第2項に規定されている、第7条ただし書きの規定により管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は地方公共団体の長が行うことと規定をされ、黒潮町水道事業の設置等に関する条例第3条第1項で管理者を置かないと規定をされていることから、今回、第5条中管理者から水道事業の管理者の権限を行う町長に改めるものでございます。

また、第9条において、民地側の給水装置工事は管理者または指定給水装置工事事業者しか行えなかったが、災害その他非常の場合においては、他の水道事業者または他の水道事業者が指定をした事業者も復旧工事ができるように改正するものであります。

委員から、その他非常の場合とはどのようなことが想定されるのかとの質疑に、例えば、町内広域で凍結し水道管の破損が多く発生するなど、町指定業者では対応できない場合など、さまざまな不測の事態にも対応できるように規定をしたものであるとの説明がありました。

議案第7号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、議案第6号の報告内容の同様の趣旨により、管理者から水道事業の管理者の権限を行う町長に改めるものでございます。

議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（令和8年度黒潮町一般会計補正予算専決第1号）は、専決予算書14ページ14節の公共工事災害復旧事業費として1,000万円の補正は、今年の4月25日から27日かけて発生をした豪雨によって町道矢野川線で2カ所の災害が発生したことにより、早急の復旧工事が必要なことから専決処分をしたものでございます。

議案第9号、令和8年度黒潮町一般会計補正予算については、本委員会に分割付託を受けた事項について審査を行いました。

補正予算書13ページ、3款1目、老人福祉総務費、18節負担金補助及び交付金の中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金206万7,000円は、当初予算編成時点では11事業所からの申請見込であったが、事業を実際スタートさせたところ、2業者が増えて13事業所から申請があり、そのうち3事業所が新規採用職員を行っており、新しく職員を採用したところに対しては5パーセント加算ができることから、不足額が生じる見込みとなったことから補正をするものであるとの追加説明がございました。

同ページの4款2目、塵芥処理費12節委託料217万8,000円は、ごみ袋作成委託料の計上であります。これは国際情勢の不安定化に伴い原材料価格が高騰しており、年間予定数量の46万5,000枚を確保するために追加補正をするものであります。

委員から、指定ごみ袋の扱いについての検討は、また値上げ等についての考えはとの質疑に、幡多6市町村幹事会の中でも、こんにちの物価高騰から指定ごみ袋の扱いについての意見も出てきており、今後、幹事会で協議を重ねていくようにしている。

また、値上げについては現時点では考えていないとの説明がございました。

14ページ、6款2目、水産業振興費、18節負担金補助及び交付金の新漁業等挑戦促進事業費補助金100万円は、町内沿岸漁業において過去3年間取組まれていない事業が対象となっており、今回の対象事業となる魚種はキンメダイで1名の業者とのことで、補正予算が承認されれば、月内に審議会を開催し進めていきたいとの補足説明がありました。

議案第10号、令和8年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算については、予算書9ページ、委託料71万3,000円は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が8月1日から施行されることに伴い、負担限度額証

の様式が変更されるため、事務処理システムの改修が必要となったことから補正をするものであります。

委員からは、特段の質疑はありませんでした。

以上、本委員会に付託を受けた議案7件について、冒頭申し上げましたとおり、全議案とも全会一致で可決、承認すべきものとなりましたので、報告を致します。

議長（中島一郎君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告及び各常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）の討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第1号の討論を終わります。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）の討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第2号の討論を終わります。

次に、議案第3号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第3号の討論を終わります。

次に、議案第4号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第4号の討論を終わります。

次に、議案第5号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第5号の討論を終わります。

次に、議案第6号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第6号の討論を終わります。

次に、議案第7号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第7号の討論を終わります。

次に、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（令和8年度黒潮町一般会計補正予算）の討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第8号の討論を終わります。

次に、議案第9号、令和8年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第9号の討論を終わります。

次に、議案第10号、令和8年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第10号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第1号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第2号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第3号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（令和8年度黒潮町一般会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第8号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第9号、令和8年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和8年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第3、議案第12号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第12号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明させていただきます。

これまで、法務省からの委嘱を受け人権擁護委員として活動していただいております宮崎英雄人権擁護委員が、令和8年9月30日をもって退任致します。

その後任候補者として、今西文明（いまにしふみあき）氏を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町佐賀2060番地19、今西文明（いまにしふみあき）氏は、昭和34年8月18日生まれ、長年にわたり町職員として勤務されており、在籍中は人権に関する業務にも携わり、人権啓発や人権教育の現場で積極的に

活動され、人権擁護に関し優れた見識を有する方でございます。

町と致しましては、こういったことを踏まえ、今西氏が適任であると判断し、議会に提案させていただきました。

なお、任期につきましては令和8年10月1日から令和11年9月30日までとなっております。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり、今西文明（いまにしふみあき）君を適任とすることに、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第12号は、原案のとおり、今西文明（いまにしふみあき）君を適任とする意見を付することに決定しました。

これで、採決を終わります。

日程第4、議員提出議案第1号、核兵器廃絶に向けた日本政府の積極的役割を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提案者、水野佐知君。

8番（水野佐知君）

議員提出議案第1号、核兵器廃絶に向けた日本政府の積極的役割を求める意見書案の提案趣旨説明を申し上げます。

私たちの町には、夕暮れの海を見つめ、海は今日もきれいだけれど、平和というものは本当に当たり前じゃないのだと思います、と語った漁師のお父さんをはじめ、平穏を願う切実な声があります。

一方で、ウクライナの惨状を前に、核がなければ攻められるという、国を憂う現実的な危機感も深く理解しております。

だからこそ、唯一の被爆国である日本が、世界の暴走を止める外交と対話の枠組みを主導するよう、国に求めるものです。これこそが、この町と国を守る現実的な道筋です。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明と致します。

議長（中島一郎君）

これで提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

山本久夫君。

12 番（山本久夫君）

今の趣旨説明を併せて、何を提案するのかというのが読み上げがなかったんで、ちょっと 3 番だけですが。

結構な話やと思うんですが、3 番の、あえてもうちょっと確認したいのは、この市民社会という言葉を使ってもうすけど、この解釈はどのような解釈でここへ入れてるのかをちょっとお聞きしたいんですが。

議長（中島一郎君）

水野佐知君、どうぞ。

8 番（水野佐知君）

市民社会っていうのは、住民の方たちと一緒にという。住民の方を含む、私たちの周りに、そうですね、はい。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

12 番（山本久夫君）

言われることは、これ可決されたら議長名で出されるわけですよね。その内容が、どうしてこれを出さないかのかいう。

それと、一番大事なのはこの 3 項目ですよ。この 3 項目がどういう趣旨なのかということがはっきりしないと、提案書の説明があまりにも不十分であつたら、納得できる人もできないところが出てくるわけ。

私が思うには、その市民社会が、大雑把に言うとなか政府からの、まあ言うたらかけ離れたというか、あんまりかかわらない領域の人とかね。まあ、代表的なのはボランティアの人とかね、NPO なんかがそうなんやけど。やっぱりそうやって絞られてくると、ここがなぜ国民という言葉を使ったり、あるいは、これをなくして自治体だけでもいいんじゃないかなという気がするんですけど。

どうしてもここに市民社会という言葉を入れなくてはならなかった理由をもう一度、再度、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

今、社会の中では、一人でスタンディングをしたりとか、そういうふうにな町のあちこちで戦争に対してノーっていう訴えをされてる方たちもいるっていうことで、市民社会というのを入れました。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

12 番（山本久夫君）

ちょっと、しつこいようですみませんけど。

反対してる方だけが市民社会ではないわけで、だからそのへんの言葉のね、やっぱり文言というのは大事なわけで。

やっぱりこの市民社会というのは今言う、僕が言ったように今はものすごい代表的な感覚で、NPO とかねボラ

ンティアの団体と言ったんですけど、もっと小さく言ったら、子ども食堂をやってる人なんかでも入るわけです。市民社会の範囲の中ではね。だからそうやってやってくると、それからのいていく人がおるわけですよ。

もともとは、僕はもう解釈をええと思うて考えるんで、このへんはできたらですね、ほんとには市民社会というのは、本当は地方自治体の本来行政がやらなくてはならないことを補完するいう、大事なところを持つてるのは市民社会の果たす役割は大きなところがあるんです。だから、そういうところと連携を取っていくということで、今の説明聞いて、特定のというようなことは僕はもう感じませんので、もう全体でという意味合いということで受け取ってですね、もう質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

昨日ですね、私の家に来ていただきましてね、水野議員が。核兵器を持ったら戦争するというので、話がありました。私はね、核兵器を持ったら戦争するち、私はなかなか理解できない。

ただ、世界の中で駆け回るニュース等々によるとですね、これ、ソ連が北方領土を占領したのが昭和 20 年 8 月 9 日といわれておりますが、これはね日ソ中立条約を一方的に破棄し、日本に対し宣戦布告したと。これは、そのときに択捉、国後、色丹、歯舞群島を占領したということになってますね。で、ポツダム宣言受諾したのは昭和 20 年の 8 月 10 日、これは御前会議で決定し、8 月 14 日に天皇が署名したということらしいですが。

ほんでね、最近うんと心配しておるのは、ウクライナは核廃棄をですね、平成 6 年ですね、私の調べによると。私の調べたものが間違うちゅうかも分かんんですが、まあ私が見た資料にはそうなっておる。1994 年、核兵器を放棄する代わりに領土の一体性と主権を保障させるブダペスト覚書を、核保有国の米、英、ロシアと結んだ。

それで、ロシアがですね、ウクライナ侵攻は令和 4 年、2022 年 2 月 24 日。これ、わずか 28 年後に核保有国が核廃棄国を侵略したということですね。そういうその武器、処分するのに 1 年や 2 年で私はできるもんじゃないと思うちゅうので、まあ 10 年ぐらいかかるとしたら 20 年ぐらい後にはソ連が攻め込んできたということですかね。

ほんで、ロシアの核の使用の声明がですね、令和 7 年ですよ。8 月 8 日。これ、核ミサイル打ち込むぞとこうなって、世界中が震撼しましたねこれ。ということは、世界の中ではこれ事実としてあるわけですね。

で、今回、じゃあ私がこの本件についてはですね、今朝、ここへきて机へ座ってこの文言を確認しましたわ。ここの 1 番のね、核兵器禁止条約の締約国会議とあるんですが、これは中身はどういうことなんですか。これだけでは、私には分からない。だから世界の、私が最初に読み上げたところ、および 1 番目の、この禁止条約の締約国会議なるもの、それぞれ説明いただきたい。侵略したことについてはどのように考えるのか。日本は侵略をされる恐れはないのか。この文書を結んだら侵略されることはないのか。この文書に言う 1 番目を、この条約、締約国会議。これはどういうものですか。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

矢野昭三議員のご質問にお答え致します。

ご質問の核兵器禁止条約締約国会議っていうのは毎年世界で行われている会議で、この核兵器の禁止条約を

結ぶために毎年開かれてる会議なんですけれども、今年はベトナムで開かれています。そして、その1カ月間ぐらいかけて、核兵器禁止条約を結ぼうという国が集まって会議を行っています。

しかし、その核兵器禁止条約の基準にはまだ至ってなくて、ただ、今年はベトナムで開かれたということですから、このベトナムもかつてベトナム戦争で被害を受けて、今もその被害は続いているという。

いろんな国があるんですけれども、その中でやっぱり核は持つてはいけない、使つてはいけないということで、それらのことを含めて話し合いをしているところです。

ウクライナなどの情勢などを見て、核がなければ攻め込まれる、国を守るために抑止力は必要だという危機感を持たれるのは、私も本当によく分かります。当然のご心配だと思います。

けれども、核の抑止力に頼り続けるということは、いつか核が使われて世界が破滅してしまうかもしれないという恐怖を、これからの子どもや孫の世代にずっと背負わせ続けることになってしまいます。

だからこそ、本案は夢物語を言っているのではありません。唯一の被爆国である日本が、世界の暴走を止めるための外交と対話の場をしっかりと主導してほしいと国に求めています。

この美しい海がある私たちの町、そして国を守るための現実的な道筋として、何とぞご理解とご賛同をお願い致します。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

質疑のうちに、基本的に誤解があると困るので言っときますけど、私も戦争は反対ですよ。戦争自体は反対。だけど、侵略される恐れがあるという不安の中におりますわ。現実。

先ほど言いましたようにね、北方領土なんかもよね、ソ連と中立条約を結んじゃったけど、これ一方的に相手方が破棄してよね、ポツダム宣言を受諾する前、わずか前の日なんですよ、これ。日本とのその中立条約を一方的に破棄し、北方四島を占領した。これ核を持ちゅう国ですけんね、隣なんですよこれ、隣の領土から言うたら隣。

それから、そのウクライナも先ほど言ったように、核を持ちゅうアメリカとイギリスとロシアとウクライナが、そのブダペスト覚書というものを締結したという。その中身は僕は知らんけれども、見たことはないけど、少なくとも侵略しないという、その段階では話がないとよね、ウクライナも核の破棄はできないと思うんですよ。お前、ここが核を処分したら攻め込むよということを、このときには言っていないわけよね。いわば、だまし討ちよね。だから、世界を見ればそういうだまし合いがあるためによ、恐ろしいですよ。

そういうものはね、私も核兵器というものは持たんに越したことはないと思うがやけど、じゃあ、攻めてこられんという保証がどこにあるのか。

どんなにお考えですか。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

矢野昭三議員のご質問にお答え致します。

先ほども申しましたが、ウクライナなどの情勢などを見て、核がなければ攻め込まれる、国を守るために抑止力は必要だという危機感を持たれるのは、私もやはりいろいろな方のお話を聞いていると、やっぱり心が揺れることがあります。

しかし、実は先週土曜日に、佐賀駅の駅の掃除を婦人会でしました。そのときに、大方もおんなじようにやったんですけれども、佐賀には婦人会というものがほとんどないに等しくて、私ともう一人の人しか掃除をする人がありませんでした。それで婦人会長が、婦人会の活動の中に国際交流というのがあるから、●●●なんですけれども、その方が5人おられまして、その方に声を掛けようということで、その●●●の方が集まれる機会が先々週ですかねありまして、そこで、駅の掃除をするのでできたら参加してほしいというふうな話をしました。

それで、実際、佐賀駅の先週土曜日の掃除には3人の青年が来てくれました。一人は●●●でした。そして、ほかにも●●●で、●●●も3人の青年が来てくれたんですけれども。

そして、その皆さんとたわいのない話をいろいろしてたんですけれども、そのたわいのない話の中で、黒潮町の人たちはとても親切でありがたいっていうのをその●●●も話されて、そして●●●その青年も、●●●も、隣のおばちゃんが毎日ご飯を食べさせてくれる、ありがたいというふうな、とても感謝してお話をされてました。そして、その隣のおばちゃんが骨折をして入院をしたから心配やってというような、そういうようなたわいのない話をしてたんですけれども。

その話の中で、●●●なんですけれども、いろんなところを巡ってたってという話を聞いたので、どんなところに行ってきたんですかっていう話をすると、●●●を。

(議場から何事か発言あり)

はい、すいません。

それで、去年、イラクで人道支援をされてる高遠菜穂子さんが町民大学に来られたんですけど、その高遠菜穂子さんが、99.9パーセントは。

(議場から何事か発言あり)

議長 (中島一郎君)

ちょっと水野さん、質問に答えないかんがやけん、そんな長い話はええけん。

矢野さんの質問に答えるとこの部分だけ。あんまり長過ぎるがです。●●●。

暫時休憩します。

休 憩 15 時 26 分

再 開 15 時 27 分

議長 (中島一郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

水野佐知君。

8 番 (水野佐知君)

矢野昭三議員のご質問にお答え致します。

先ほども申しましたが、ウクライナなどの情勢などを見て、核がなければ攻め込まれる、国を守るために抑止力が必要だという危機感を持たれるのは、私も本当によく分かります。当然のご心配だと思います。

しかし、核の抑止力に頼り続けるということは、いつか核が使われて世界が破滅してしまうかもしれないという恐怖を、これからの子どもや孫の世代にずっと背負わせ続けることになってしまうと、私は考えます。

以上です。

議長 (中島一郎君)

ほかにも質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論は、ありませんか。

宮地葉子君。

6 番 (宮地葉子君)

賛成討論を致します。

私は、核兵器はこの地上から、地球上からですね、一日も早くなくすべきだといつも思っています。

核兵器はひとたび使用され始めますと、人類への、ひいては地球の滅亡まで広がるんじゃないかと、そういう危険性を持っています。人類とは相容れないものだと思います。

核抑止力と言われますが、隣の人が武器を持てば、自分が何かあればやられるんじゃないかなと、やられるかも分からないと。危険だから自分も自衛のためという理由で、武器を持とうとします。するとお隣は、ここは武器持ったけん、危ないからより性能の高い武器を持つ。例えばミサイルとか。国だったらですね。そうなると、こちらも危ないから、ミサイルを撃ち落とすもっと性能の高い兵器を持つかもしれません。果てがありません。これが、武力対武力の終わりのない競争の行き着く道ではないでしょうか。

私は戦争に反対です。人は平和な世の中でしか、豊かで幸せな暮らしはできません。人は誰でも、小さな赤ちゃんから高齢者まで、幸せに生きる権利を持っています。

権利を踏みにじるのは、一番が戦争だと思います。もどかしいといって、武器、兵器ですね。を持つことこそ唯一の自分を守る道だとの考えは、もっともらしく聞こえますが、行き着く先は武力の拡大に拡大を重ねる、終わりのなき道です。

世界は、人は話し合い、つまり外交で粘り強く、紛争を戦争にしないように舵を切らなければ、結果は武力の強い国の横暴に武力でやっつけられるんじゃないでしょうか。今も世界で、そのような例がいろいろとあります。

話し合い、外交の解決はもどかしいと言われて、それは机上の論理だとか理想論だとか、そういう声が多くありますが、長い道のりでもどかしいかと考えがちですが、冷静に考えれば、人類は長い道のりでも、この道しか戦争を避けていく、私たちが幸せに暮らしていく道はないと、私は思います。

一番危ない兵器、危ないのが核兵器です。核兵器は世界中から一日も早く排すべきだと思っています。それが世界で唯一の被爆国の取る道だと私は思っていますので、この意見書に賛成します。

議長 (中島一郎君)

次に、反対討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、議席に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

令和8年6月第20回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、今議会に提案させていただきました全ての議案につきまして、承認、可決をいただき、ありがとうございます。

本議会で賜りました意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (中島一郎君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和8年6月第20回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 15時 35分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

中島一郎

署名議員

矢野昭三

署名議員

山本久夫